# 環境保護と投資

## ―「投資」が有する人権法アプローチとしての機能―

石橋 可奈美

#### はじめに

- 1. 国際機関を通じた企業活動への規制・管理―事前防止
  - 1.1 OECD多国籍企業行動指針
  - 1.2 国連グローバル・コンパクト
  - 1.3 ビジネスと人権に関する指導原則
  - 1.4 国際金融機関のガイドライン
  - 1.5 ILOによる基準設定
- 2. 「投資紛争処理手続」を通じた人権・環境配慮の組入れ一事後救済
  - 2.1 国内法の援用(米国ATCA)
  - 2.2 国内法の援用という手法からの脱却
  - 2.3 人権・環境配慮の直接的組入れ―国際法の直接適用
  - 2.4 人権・環境配慮の間接的組入れ

一アミカスキュリエ(第3者)の参加認容を通じて

おわりに

#### はじめに

今日、多くの企業が海外において投資活動を行っている。しかし、周知のように、企業は、 非国家主体であるから、いかに国際的な規模で活動しようとも、こうした企業活動は、国際法 の直接の規制対象とはならない。しかし、企業活動が活発になるにつれ、中には地球規模で大 きな影響を有する企業 (いわゆる多国籍企業) も現れ、それら企業活動についての規制・管理 の必要性が現実問題として感じられるようになっている。

環境保護との関連でも、その影響力の大きさは顕著である。1984 年、インドのボパール (Bhopal) で、ユニオン・カーバイド社 (Union Carbide India Limited: UCIL) による大規模化 学汚染が起き、それから、今年で、30 年の節目を迎えたり。このユニオン・カーバイド社は、アメリカの子会社である。同事故では、50 万人もの人々が有毒ガス(非常に毒性の強いイソシアン酸メチル)に曝され、何千人もの人々が死亡した。

こうした惨事を経て、企業の活動にも何らかの規制が必要との認識が生まれていった。象徴的な動きとしては、まずは OECD が 1976 年に採択し、以降も改訂を重ねてきている多国籍企

業行動指針や、国連の強いイニシアチブで策定・運用されてきた 1999 年の国連グローバル・コンパクト (UN Global Compact)  $^{2}$ 、また 2011 年には、ビジネスと人権に関する指導原則(The Guiding Principles on Business and Human Rights) $^{3}$ が作成されたこと、さらには国家や企業への融資を通じて企業活動への規制・管理の枠組みを作ろうとする動きとして、世銀や IFC(国際金融公社)の取組み、労働条件の規制・管理の側面からの ILO の取組みが挙げられる。後述するように、国家を通じてか、または直接企業への働きかけを通じてか、いずれにしても企業活動に関する規制・管理の枠組みがとくに人権保護を中心として強化されつつある。

しかし、企業活動が合法的になされる以上、法主体の問題はさておいても、企業そのものの活動を「事前に」規制・管理することは、やはりかなり困難と言わざるを得ない。したがって、企業活動を規制・管理する法整備(自発的な努力の促しも含む)のみによっては、人権保護、ひいては、環境保護の実現を達成することは難しいというのが現実であろう。

そこで注目したいのが、人権侵害及び環境損害が生じた場合の「事後の」救済の局面における対処の制度である。人権侵害も環境損害も、事前に防止できれば(環境損害の場合は防止よりもより「事前」の「予防的アプローチ」が原則である)、それに越したことはない。しかし、もし国際法が有する固有の限界、すなわち非国家主体を直接規制することができないという限界との関係で、事前防止のための直接的な規制・管理に関する法整備が困難であるのであれば、事後救済の局面での対処が可能かという視点は必要だろう。

この点、少なくとも「投資」に関する事後救済の場、すなわち、投資紛争処理手続において、 国際社会は、少しずつ「人権的」観点を組み入れる方向に舵を切りつつあるようであり、もし そうであるとすれば、「投資」に係る紛争処理手続を通じ、人権保護、ひいては環境保護を実現 することもまた期待できるのではないであろうか。まさに、本稿の観点からは、「投資」が「人 権法アプローチ」の機能を有するということになる。

なお、まだこの動きは漸く発展しつつある段階にあるため、必ずしも被害者に十分な救済を与えているとは言えない。その証拠に、今般、実に衝撃的な事件が発生した。本年、2014年10月23日、後述のシェブロン社の事案において、被害を受けた住民らが、シェブロン社のCEO (John Watson) らを「人道に対する罪 (crime against humanity)」を犯したとして、ICCへ告訴 (communication の提出) するという事件が起きたのである4。シェブロン社関連では、国際・国内の裁判所の判決が出ているが、判決が履行されず、救済が得られないままに数十年も放置された住民の止むに止まれぬ行動のような気がしてならない。本稿は、「投資紛争処理手続」を通じての「人権・環境配慮」の組み入れ、ひいては、人権保護や環境保護の実現がなされ得ると期待するものであるが、このような事件を見れば、「投資」に関する「人権・環境配慮」の在り方は、もし、その萌芽がみられるとしても、現実問題としては、まだまだ未成熟な段階のものということが適切だろう。

本稿において、事後救済の局面で「投資」が「人権法アプローチ」としての機能を有するとするのは、「投資紛争処理手続」において、①事案の判断において直接的に人権保護や環境保護の配慮がなされること、②アミカスキュリエ(第3者)の参加を認容することで、実体的・手続的に人権・環境配慮が取り込まれる蓋然性を高めること、の2つの面においてである。①は紛争処理機関の判断そのものに、人権・環境配慮が組み入れられた上で結論が出される場合、②は紛争処理機関がアミカスキュリエ意見書の提出等第3者参加を認めることで、少なくとも手続的な人権・環境配慮を行い、さらには判断においてもアミカスキュリエ意見書等の内容について依拠又は考慮がなされた上での判断がなされる場合、を指す。

以上のことから、本稿では、まず、人権侵害や環境損害が生じないよう、企業活動についての人権侵害や環境損害の事前防止のための法的規制・管理の枠組みがどのように構築されつつあるのかを概観した後(1章)、企業活動がそうした侵害や損害を生じさせた場合の事後的な救済、紛争処理がいかになされているか、それは、人権侵害や環境損害との関連で効果的な救済を担保するものとなりつつあるのか(2章)、を見ることとする。

これまで、筆者は「人権法アプローチ」として、実定法としての既存の人権法が、いかに環境保護の実現に貢献しうるかについて論じてきたが(石橋 2011 (a) (b)、石橋 2012、石橋 2013、石橋 2014)、ここでは、企業活動、とくに「投資」に関して構築されつつある人権保護・環境保護のための事前の規制・管理(ただし、自発的な企業努力を促すようなものも含む)、「紛争処理手続」における事後的な人権・環境配慮が、いかに環境保護の実現に資するか(期待できるか)について、見ることとしたい。

## 1. 国際機関を通じた企業活動への規制・管理―事前防止

多国籍企業に対する規制は、非拘束的な形式で徐々に進められている。国連を中心として、現在進行しつつある、こうした枠組み作りとは別に、二国間ベースでも、企業活動について、投資を行う企業の母国からの規制が強化されていることも付言しておきたい。たとえば、米国は、新たにビルマに対して投資を行う企業などに対して、年次報告書の提出を義務づけたり。その内容は、US50 万ドル以上の対ビルマ投資を行うすべての米企業が、自らの事業とサプライ・チェーンに関わる、人権・労働・汚職・環境面のリスク対策について、方針と手順を毎年報告しなければならないとするものである。また、ビルマ政府への支払い、および安全確保や土地取得に関する取り決めについてもすべて明らかにすることが求められている。その他、リスク評価及び国軍との通信は米国政府に開示しなければならない(公開は求められていない)のなどの要求もあり、したがって、企業活動に対する母国側からのかなりの「しばり」とも言えよう。

しかし、今日、多くの二国間投資協定が締結されているが、必ずしも、その中には、企業活動そのものに予め「しばり」をかける条項は入らない。投資のし易さを毀損すれば、それは、投資受入国側にとっても、投資企業側にとっても、不利益となるからである。とすれば、企業活動の規制・管理は、国連を中心とした国際機関等が取り組む枠組みといった形式を通じてか、あるいは、米国が対ビルマ投資に関して設けているような措置を通じてか、いずれかの手法に依拠することになるであろう。

こうして企業活動について予めの「しばり」は投資協定に入らないことがほとんどであるため、企業活動により何らかの損害が生じた場合には、事後的に紛争処理手続を通じて救済の要否が判断されることになる。投資協定や経済連携協定の多くが、ほぼ必ずといってよいほど紛争処理手続を有しており、したがって、企業活動による人権侵害・環境損害等の悪影響については、最終的には、そうした紛争解決の場で評価されることになるであろう。この意味では、昨今、投資協定や経済連携協定の中で、ISDS(投資家対国家間の紛争解決(Investor State Dispute Settlement))条項の導入により、国際法に依拠し、より人権保護・環境保護に配慮した判断が下される傾向があり、こうした実行が積み重なっていくことにより、翻って事前防止という局面においても、企業活動に間接的な抑制効果が働くことを期待したい。

以下、まず、企業活動による人権侵害や環境損害がなされないよう、非拘束的な規制・管理 の体制が整えられつつある点につき、概観する。

#### 1.1 OECD多国籍企業行動指針7)

この問題に本格的な意味でいち早く取り組んだのはOECDであった。OECDは 1976 年に 多国籍企業の責任ある行動に関する指針を採択してから、5 回に渡って改訂作業を続け<sup>8)</sup>、もっとも最近のものとしては 2011 年に採択された指針が存在する<sup>9)</sup>。指針は非拘束的なものであり、また企業に自発的な遵守を促す性質のものであるが、次節で言及する国連グルーバル・コンパクトと異なるのは、対象企業が単に自発的な参加の意思のある多国籍企業に留まらず、同指針に参加する国家の領域内で活動するすべての企業とされる点(「行動指針に参加する政府は、その領土内で活動する企業に対し、各受入国の特有の状況を考慮しつつ、活動する全ての場所で行動指針を遵守するよう奨励する」(定義と原則、para.3、以下 2011 年改訂版の条項に依拠))、また、「行動指針の普及を促進し、行動指針に関連する全ての事項を議論するためのフォーラムとして活動する各国連絡窓口」としていわゆる NCP(National Contact Point、日本の場合、外務省・厚生労働省・経済産業省から構成)の設置を国家に義務づけ(2000 年改訂)、制度面での整備がなされている点である。企業は、「持続可能な開発を達成することを目的として、経済面、環境面及び社会面の発展に貢献する」(一般方針、para.A.1)こと、及び「企業の活動によって影響を受ける人々の国際的に認められた人権を尊重する」(para.A.2)ことを要請される。

この人権尊重の義務については、さらに 2011 年に改訂された指針で詳細に説明されており、その注釈によれば、その内容は、後述の「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った内容になっていると言う(人権に関する注釈、para.1)。まず、国家の人権保護の一般的義務について言及した上で、その領域内で活動する企業もまた人権尊重の義務を負うべきこと(para.2)、それは企業の規模や国家の状況に拘わらず、国際標準での義務であること(para.2,4)、先住民を始めとする特定の集団や個人に対する人権の尊重(para.5)、武力紛争下での人道法に基づく人権の尊重(同)、人権への悪影響を生じせしめた場合にはその対処をすべきこと(para.7)、また人権デュー・ディリジェンスを実施すること(para.10)、などが要請されている10。

#### 1.2 国連グローバル・コンパクト<sup>11)</sup>

国連がその自らの強いイニシアチブによりこの問題に取り組んだ結果として生まれたのが、「国連グローバル・コンパクト」と呼ばれるものである。国連は、1999 年、当時の国連事務総長のコフィー・アナンの主導の下に、2000 年「人権」・「労働」・「環境」の3分野で、また2004年には「腐敗防止」の分野を追加し、全体で4分野10原則について、企業が自発的にこれらの原則を遵守するという枠組みを作り出した。それによれば、企業は、

- 原則1 国際的に宣言されている人権の保護の支持・尊重
- 原則2 自らが人権侵害に加担しないよう確保
- 原則3 組合結成の自由と 団体交渉の権利の実効的な承認を支持
- 原則4 あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持
- 原則 5 児童労働の実効的な廃止を支持
- 原則6 雇用と職業における差別の撤廃を支持
- 原則7環境上の課題に対する予防的アプローチを支持
- 原則8環境に関するより大きな責任の率先した引き受け
- 原則9環境に優しい技術の開発と普及を奨励
- 原則 10 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組む (原則 10 のみ 2004 年 6 月 24 日追加)。

ことが要請されており、中でも、本稿の観点からして、国際的な人権法の遵守義務(原則1)、 人権侵害に加担しないことの確保(原則2)、環境保護に対する予防的アプローチ(原則7)、環境保護についての責任を引き受けること(原則8)、環境に優しい技術開発と普及(原則9)、という諸原則は重要である。

グローバル・コンパクトに参加した企業は、年次報告書(Communication on Progress (COP)) <sup>12)</sup> やサスティナビリティ報告書<sup>13)</sup>において、諸原則の活動への組み入れやその遵守状況について報告を行うことを求められる。これらの活動はあくまで、企業の自発的な行動の範囲において

なされるという限界はあるにしても、1つの枠組みとしてのその価値は高い。ローカルなベースで、対話や学習の場を設け、企業間のコミュニケーションを通じて、原則への遵守を図るという手法をとる。また、今日の地球規模での課題、環境問題に対処するための、課題別グループも設けられている。たとえば、「気候変動イニシアチブ」や「CEO 水マンデート」などである<sup>14)</sup>。

## 1.3 ビジネスと人権に関する指導原則<sup>15)</sup>

国連人権理事会は、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関し、事務総長特別代表と して、ジョン・ラギー(John Ruggie)を任命し、検討を命じた。その結果、提出されたのが、 いわゆるラギー報告とされるもので、「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合「保護、尊 重及び救済」枠組実施のために(Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework)」と題されている。 同報告では、まず、一般原則(General principles)として、(a)人権及び基本的自由を尊重、 保護及び実現するという国家の既存の義務、(b) 特定の機能を果たす特定の社会組織として、 適用されるべきすべての法令を遵守し人権を尊重するよう求められる企業の役割、(c) 権利及 び義務の侵害が生じた場合には適切で実効的な救済の必要性、の3つを基盤とすることが明示 されている。そして「この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用される。すべての 企業とは、その規模、業種、拠点、所有形態及び組織構成に関わらず、多国籍企業、及びその 他の企業を含む」(These Guiding Principles apply to all States and to all business enterprises. both transnational and others, regardless of their size, sector, location, ownership and structure (General principles)) としており、すでに述べた国連グローバル・コンパクトが自発的なベー スでの参加でしかなかったのに対して、すべての国家と企業を対象とするガイドラインである ことも明記している。

をして、第一義的義務の主体は国家であることを明確にし「国家は、その領域及びまたは管轄内で生じた、企業を含む第3者による人権侵害から保護しなければならない。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁判を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある」(原則1)として一般義務を定めるとともに、企業に対して具体的に「国家は、その領域又は管轄内に住所を定めるすべての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべき」(原則2)ことが規定されている。原則3以降でさらに詳細な国家の義務についての規定がなされている。すなわち、国家は、人権保護のため、企業活動を適正なものとするような法整備や指導を行い、また情報提供を求め(原則3)、「国家が所有または支配している企業、あるいは輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関など、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害

に対して、必要な場合には人権デュー・ディリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的処置をとるべき」(原則 4) こと、及び国家の人権義務の履行にかかわるサービスの提供を民間に委託する場合の監督義務(原則 5)、国家が商取引を行う企業の活動についての監督(原則 6)、紛争による悪影響下にある地域において活動する企業の人権尊重を支援すること(原則7)、などである。原則7に関しては、とくに、以下の点での施策を講じるものとされる。

- a. 企業活動に関わる人権関連リスクの特定、防止及び軽減のため、早期に企業に対策を求めること。
- b. とくにジェンダーに基づく暴力や性的暴力に関して、侵害リスクの高まりを評価し 対処のための適切な支援を企業に提供すること。
- c. 重大な人権侵害に関与しまたその状況に対処するための協力を拒否する企業に対して、公的な支援やサービスへのアクセスを拒否すること。
- d. 重大な人権侵害に企業が関与するリスクに対処するために、国の現行の政策、法令、 規則及び執行措置が有効であることを確保すること。

また、国家は、人権政策についての政策の一貫性を確保するため、企業慣行を規律する政府省庁、機関及び他の国家関連機関が、関連情報、研修及び支援を提供することなどを含む、各々の権限を行使する時、国家の人権義務を確実に認識し、監督することを確保し(原則8)、投資協定または契約を通じて、他の国家または企業とビジネスを行う際にも、その人権義務を果たすため必要な国内措置を講ずること(原則9)、国家がビジネスを行う際に多数国間の国際機関の加盟国として携わる際には、

- a. 当該機関が人権保護の義務を果たそうとする国家の実行力を抑制したり、企業が人権を尊重するのを妨げたりしないことを確保するよう要請する
- b. 当該機関が各々の権限及び能力の範囲において企業の人権尊重を促進し、要請がある場合には、技術支援、能力養成及び意識向上などを通じ、企業による人権侵害がなされないよう国家を支援することを奨励する
- c. 企業活動と人権の問題への取り組みとして、共通の理解を促し、さらなる国際協力を進めるため、この指導原則の活用を促す(原則10)

ことなどが、国家側の義務として規定されている。企業と活動し又は企業の活動を許可する上で、人権保護をいかに実現するかについての国家の側の義務が詳細かつ包括的に定式化されている。

他方で、本原則は、企業の側にも一定の人権保護に向けた行動を要求する。一般原則として、「企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への悪影響に対処すべきことを意味する」(原則 11)とし、求められる人権保護の基準とは、国際的に認められた人権、すなわち、世界人権宣言、国際人権規約等の人権関連文書、

及び労働関係諸条約において規定されている諸人権であることを明らかにしている (原則 12)。また、人権へ悪影響を与える企業活動 (不作為も含む) を自制し、もしそのような活動がなされた場合には対処することを要求している (原則 13)。本指導原則によれば、あらゆる企業は人権保護について責任を負うが、その責任の程度は一様である必要はなく、規模に応じたものでよいとされる (原則 14)。但し、いずれも、以下のような3要素、すなわち

- a. 人権を尊重する責任を果たすことについてのコミットメント
- b. 人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つための人権デュー・ディリジェンス・プロセス
- c. 企業が引き起こし、助長してしまった人権への悪影響からの是正を可能とするプロセス

を有するものでなければならない (原則 15)。

実際の運用において、企業は、まず人権を保護するというコミットメントを公にすること(原則 16)、人権デュー・ディリジェンス・プロセスを企業内で構築すること(原則 17)、自らの企業活動による人権への現在の又は潜在的な悪影響の程度を把握するため、影響評価を実施すること(原則 18)、影響評価の結果、必要であれば悪影響を低減させる措置を講じること(原則 19)、人権への悪影響について適切な措置が講じられているかについて事後評価を行うこと(原則 20)、対処についての情報提供を行うこと(原則 21)、人権に悪影響を与えた結果について企業は救済の要求に応じること(原則 22)、などが求められている。

企業は「国際的に認められた人権の原則を尊重する」ことが第一に求められる(原則 23)。 そして、その諸人権の保護において優先事項が発生した場合には、「人権への実際及び潜在的な 悪影響への対応策に優先順位をつける必要がある場合、企業は、第一に最も深刻な影響または 対応の遅れが是正を不可能とするような影響を防止し、軽減するよう努めるべきである」(原則 24)として回復不能な人権の保護や、脆弱な立場におかれた人々及び集団の人権の保護が優先 されるべきことも示されている。

人権侵害が発生した場合の救済について、本原則は国家に救済手段へのアクセスを確保するよう義務づけている。基本原則として「ビジネスに関連した人権侵害から保護する義務として、国家は、その領域又は管轄内において侵害が生じた場合に、司法、行政、立法またはその他のしかるべき手段を通じて、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるよう、適切な措置を取らなければならない」(原則 25) と規定されており、裁判手続(原則 26)、非裁判手続(原則 27)、その他の苦情処理申立制度(原則 28) に加え、企業自身や産業界にも苦情処理に対応する制度の構築を求め(原則 29・30)、多角的な救済へのアクセスを制度上確保するよう義務づけている。

また、それらが実効的であることが重要であるとの観点から、いずれのレベルの救済手段も、

一定の要件を充たさなければならないとし、それらには、正当性が担保されること、アクセス 可能であること、手続について周知されていること、公平性が担保されていること、透明性が 担保されていること、最終的に権利の実現をもたらす手続であること、先例を踏まえた一貫性 を有する手続であること、対話を可能とする手続であること、などが含まれる(原則 31)。

以上の規定から、国連グローバル・コンパクトが、自発的に参加を申し出た企業の努力に基づく人権保護のための指針であったのに対して、本原則は、企業活動との関連でも、人権保護及び実現の第一義的な責任は国家にあることを明確化し、また他方で対象企業をあらゆる企業へと広げ、その企業の規模に応じて人権保護を要求したものであり、その意味で、はるかに発展したものであると言える。OECDの行動指針も2011年の改正で同様の指針へと発展している。

このように、国際社会では、企業活動の人権への悪影響への対処が、強化されており、本稿の観点、すなわち、人権法アプローチの観点から極めて重要であると言える。

#### 1.4 国際金融機関のガイドライン

企業行動を規制・管理するものとして、世銀や国際金融機関が定めるガイドラインも一定の役割を果たし得る。世銀は早くから、融資の条件として、セーフガード政策<sup>16)</sup>を実施し、「業務マニュアル」に即することを義務付けた。とくに、業務政策 4.01 は世銀からの借入金に基づくプロジェクトの実施に際して環境影響評価の実施を要求するものであるが、そのような大規模なプロジェクトは、外国資本の受け入れを伴ってなされることも多いため、プロジェクト実施国として投資家の行動への「しばり」も容易となるし、また投資家としてもコンセッションを締結する際に予めそのような要求を満たさなければならないことにつき受入れを余儀なくされるということになる。また世銀は、セーフガード政策として、その他にも、自然生息地、森林、病害虫管理、有形文化資源、非自発的住民移転、先住民、ダムの安全性、国際水路、紛争地域に関する業務政策などを策定している。

また、このたび世銀は、セーフガード政策をさらに推し進め、環境・社会セーフガード政策強化のためのドラフトを採択し、その策定を急いでいる。その内容によれば、同政策は「人々や環境を保護する上でその中核を成すもの」との認識の下に、「不利な立場にある弱者、先住民族、コミュニティ、環境の保護強化をはじめ、病害虫管理、ダム・道路の安全性、自然生息地、有形文化資源に関する文言を含めるなど、現行の保護政策を維持、拡張することを目指す他、差別禁止の重要性も強調」「かするものとなっている。とくに、先住民族に関しては、「先住民族の事前のかつ自由なインフォームド・コンセント」の原則の導入を図ろうとしており、画期的なものである「18)。

世銀はこれらのセーフガード政策を通じて、国家にプロジェクト実施による悪影響を生じさ

せないよう促しているのであり、その担い手はあくまで国家ではあるが、他方で、これらの政策に反したため悪影響を受けた(受ける可能性のある)住民には、インスペクション・パネルへの申立てが認められており、その意味でプロジェクトの実施主体である企業行動への抑制・ 是正効果を有すると言える。

また、世銀グルーブの 1 つである国際金融公社(IFC, International Finance Corporation)は、企業からの直接の借入れを認めるため、別途、企業行動に関する指針を有している。それが、「社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス・スタンダード(Performance Standards on Environmental and Social Sustainability、以下パフォーマンス・スタンダードという)」 $^{19}$ であり、これは、国際金融公社から借り入れをする企業に対して直接向けられたものである。パフォーマンス・スタンダードは、2012 年に改訂され、以下に掲げるように、-般条項を定める PS1 を始めとする 8 項目から構成されている。

PS1: 社会・環境アセスメントとマネジメントシステム

PS2: 労働者と労働条件 PS3: 汚染の防止・削減

PS4: 地域社会の衛生・安全・保安

PS5: 土地取得と非自発的移転

PS6: 生物多様性の保全及び持続可能な自然資源管理

PS7: 先住民族 PS8: 文化遺産

従来のパフォーマンス・スタンダードとの違いとして、苦情申立制度(compliance advisor ombudsman, CAO)が整備されたこと(PS1)、投資家の資源利用が現地の人々の資源利用を害さないよう要求されていること(PS4)、女性、先住民、影響を受けやすい人々への更なる配慮が必要とされていること(PS5)、特定の状況における「自由でかつ事前のインフォームド・コンセント」が要求されていること(PS7)などの点が注目される。ただし、「自由でかつ事前のインフォームド・コンセント」については、「特定の状況における」という限定が付されており、この点、NGO 等から問題視されている $^{20}$ 。

CAO については、紛争処理手続の一種とも言い得るものであり、本来は事後救済の箇所で説明するのが適切かもしれないが、パフォーマンス・スタンダードの遵守管理のためのかなり特別のシステムであるので(とくに事後のモニタリングなどがある点)、ついでながらここで説明する。効果としては、国内での投資紛争処理において徐々にその成果を挙げつつある。例えばフィリピンにおいて、IFC は水力発電所の建設に融資したが、原住民から同プロジェクトの実施により別の土地への移住を余儀なくされ、共同体の財産・土地及び生活を収奪されることになるため、新たな仕事や経済的利益が与えられるべきことについての申立がなされた。CAO の

調査を経て、当事者間で合意が成立し、原住民は、仕事などの面で経済的利益を受けられるべきこと、整備後のインフラへのアクセスが可能であることで解決を見た。この合意の実施につき、CAO が 12 か月間監督することも決定された<sup>21)</sup>。

また、インドネシアでは、多国籍企業のウィルマー・インターナショナルが、パーム油の製造において共同体の同意を得ず又環境影響評価を行うことなくプランテーション用の土地の開墾を実施したなど、IFC のパフォーマンス・スタンダードを遵守しなかったとして、原住民から申立がなされた。CAO はまだプランテーションに使用されていない土地につき原住民の使用を確保するとともに、既に使用された土地については原住民に対する賠償がなされるべきこと、また投資が共同体全体に資するようにすることなどをウィルマー・インターナショナルに求め、この提案により原住民との和解が成立、紛争の解決を導いた他、事後のモニタリングとして、これら合意についての遵守状況を監督した<sup>22)</sup>。

世銀の企業活動への規制・管理はあくまでも国家を通じた間接的なものに留まるが、世銀の融資したプロジェクトに関しその実施に異議のある場合、個人によるインスペクション・パネルへの申立が可能であり、その意味では企業活動への抑制効果を制度的に担保している。他方、IFCのパフォーマンス・スタンダードの場合、非拘束的な規制・管理ではあるものの、直接企業活動の在り方へ向けられたものであり、またIFCから融資を受けた企業については、直接現地住民が同スタンダード違反について申立をすることができ、調査を通じて迅速かつ柔軟な解決が図られるという点、また解決のための措置が履行されているかについての事後的なモニタリングがなされる点でかなり有用と思われる。

ただし、こうしてかなり有用ではないかと思われる IFC のパフォーマンス・スタンダードであっても、その遵守についての主張が国際的な紛争処理手続においてどこまで尊重されるかについてはまだ事例も少なくはっきりとしたことは言えない。たとえば、ウルグアイ河製紙工場事件(Pulp Mills on the River Uruguay(Argentina v. Uruguay))においてウルグアイは同国が河川汚染をしていないことの1つの証拠として、事業の実施においては、IFC のパフォーマンス・スタンダードに従い、環境影響評価を受けて事業の実施に至っており、環境保護基準としては同機関のような国際機関によって作成されたものが重視されるべきことについて述べた(…expert statements and evaluations issued by a competent international organization, such as the IFC, or those issued by the consultants engaged by that organization should be regarded as independent and given "special weight" (para.166))。このウルグアイの論理に従えば、ウルグアイの製紙工場の操業についてはすでに国際的な環境保護基準をクリアしており、正当とみなすことも可能であろうが、ICJ は IFC のパフォーマンス・スタンダードの環境基準としての位置づけやその遵守の意味についての一般的な判断は避けている(para.167)。ただし、個別的な判断においては、たとえば、アルゼンチンがウルグアイの環境影響評価が不十分であった1つ

の理由として製紙工場の立地としてフライベントス(Fray Bentos)以外の場所を代替案として考慮しなかったとした点につき、ICJ は、IFC によってなされた環境影響評価(CIS)で、他の3 つの場所も考慮された上、最も悪影響が少ないと考えられたフライベントスに決定された旨言及し、アルゼンチンの主張を認めていない(para.210)。また、アルゼンチンが工場の建設についての影響を受ける地域住民の同意を得ていないという主張に対しても、2005年6月から11月にかけてIFC から委託された非営利団体が企業、NGO、住民(農業や漁業従事者を含む)などにインタビューを行っており、さらに環境影響評価書のドラフトを開示して意見聴取の機会も設けていることから、アルゼンチンの主張は認められず(para.218)、影響を受ける住民らとの協議は行われていたと認定した(the Court finds that consultation by Uruguay of the affected populations did indeed take place (para.219))。こうした ICJ の判決理由を見る限りにおいては、ウルグアイの製紙工場の操業に関してIFC のパフォーマンス・スタンダード及び CAO を通じての環境影響評価や指示等がなされていることについての一定の評価が存在していると窺われる。

#### 1.5 ILOによる基準設定

企業活動の規制・管理の必要性は、労働関係の人権保護の観点からも導かれる。したがって、ILO も早い段階から基準設定に乗り出してきた。1977年には、「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy)」 <sup>23)</sup>が理事会で採択され、「多国籍企業、政府、使用者団体及び労働者団体」に対して「その自発的意思に基づいて遵守することが勧められる雇用、訓練、労働条件・生活条件及び労使関係の分野における原則を規定」(para.7)した。具体的には、当事者としての多国籍企業は、「ILO 憲章並びに表現及び結社の自由の持続的な進歩に不可欠な ILO の諸原則とともに、国連総会で採択された世界人権宣言及びこれに対応した国際人権規約を尊重」(para.8)するとあり、当該 ILO の原則については、自国政府が条約を批准しているかどうかに拘わらず、「ILO 条約第 29 号、第 87 号、第 98 号、第 100 号、第 105 号、第 111 号、第 122 号、第 138 号及び第 182 号」について、及び勧告としても「ILO 勧告第 35 号、第 90 号、第 111 号、第 119 号、第 122 号、第 146 号、第 169 号、第 189 号及び第 190 号」について、それらに規定されている諸原則の尊重を要請されている<sup>24</sup>。

労働問題では、いわゆる労働搾取工場(sweatshop)が大きな問題となった。多国籍企業の利潤追求のため下請け企業には、低賃金や長時間の労働、安全や健康面での人権配慮を欠く労働、違法な児童労働などを行わせる企業が増加し、こうした下請け企業は sweatshop と呼ばれるようになった。とくに米国の企業であるナイキが東南アジアの下請け企業に発注し、そこで行われた労働搾取が問題となり、ナイキ製品の不買運動へと発展した。ナイキはその後、下請

け企業について労働条件の向上に努めた。

ILO 条約に関しては、ILO 憲章 24 条・25 条に基づく条約不遵守の申立 (representation) や、第 26 から 29 条及び第 31 から 34 条に基づく条約違反に対する苦情申立 (complaint) があり、条約批准国間での遵守確保の体制は整えられている。たとえば、苦情申立の制度は、ナイキの不当な労働環境について使われた。

しかし、必ずしも条約は批准されておらず、また勧告については上記の制度は使えないという限界がある。

## 2. 「投資紛争処理手続」を通じた人権・環境配慮の組入れ―事後救済

前述したように、企業活動の規制・管理は、人権保護、ひいては環境保護実現を可能にする 方向で配慮されつつあるが、それは依然として企業に直接義務を負わせるのでもなく、また拘 束力のないもので、企業の自発的な努力に依存するという限界がある。したがって、本章では、 企業活動により何らかの問題が生じた場合の事後的な救済手段としての「紛争処理手続」に焦 点を当てる。近年、とくに「投資家対国家」の訴訟において、人権・環境配慮がなされる傾向 にあり、「投資紛争処理手続」を通じた「人権法アプローチ」の機能を見ることができる。

## 2.1 国内法の援用(米国ATCA)

ラギー報告書が明らかにしているように、「直接・間接に企業を規制する法は人権分野においても欠けている。そうした法は、無差別に関する法、労働法から、環境、財産、プライバシー、腐敗防止などに関するものである。したがって、国家にとって重要なのは、そうした法が、実効的に実施されているかどうか、または、もし実施されていないとすれば、それがなぜなのか、また、いかなる措置が、状況を合理的に是正するのかを考えることである」<sup>25)</sup>として、環境保護に関するものも含み、企業に対する十分な規制がない場合には少なくとも「事後」の救済措置が是正のために必要となることを指摘している。国内裁判所が国際法に直接言及することはまず稀であると言えようが、前稿で見たように、米国の国内裁判所においては、この点についての若干の例が存在している。著名な、ユノカル事件(John Doe v. Unocal Corporation)<sup>26)</sup>が、その一つである。

ユノカル事件とは、アメリカの企業であるユノカル社が、ビルマにパイプライン(ヤダナ油 田から採掘された天然ガスを運搬する)を敷設する事業で、ビルマの農村の人々に強制労働を強いたとして、米国の裁判所で、外国人不法行為請求権法(Alien Tort Claims Act(ATCA))に基づく訴訟が提起された事件である。事案には、強制労働の他、殺人、レイプ、拷問が含まれていた。2000年、一審はビルマの軍によってなされた強制労働、殺人、レイプ、拷問につきユノカル社の「積極的関与(active participation)」は認められないとして請求を認容しなかった。

しかし、2002 年 9 月の控訴審(第 9 巡回裁判所)では、「積極的関与」は被告から違法性阻却事由として「緊急避難(necessity defense)」が主張される場合に適用される基準であり、本事案でユノカル社においてはそのような主張がなく、その基準の適用は誤りだと判断した。ユノカル社は、軍がそうした行為を行うことを知りつつ、プロジェクトの作業における治安維持を目的として軍を雇用し、作業場の情報を提供するなど、犯罪の実行に重大な影響を与える「実質的援助又は促し(practical assistance or encouragement)」、すなわち、幇助又は教唆(aiding and abetting under the ATCA)があったことを認めた。

コノカル社の行為につき国際法違反についての判断が求められ、この点で、控訴審は、①強制労働はかつての奴隷制度と同視できるものであり(forced labor is a modern variant of slavery)、とすれば、国際法の強行規範違反が問われる事例であり、国内法適用の余地はないこと(強行規範に反する国内法は無効であること)(Unocal urges us to apply not international law, but the law of the state where the underlying events occurred, i.e., Myanmar. Where, as in the present case, only jus cogens violations are alleged-i.e., violations of norms of international law that are binding on nations even if they do not agree to them, ...may, however, be preferable to apply international law rather than the law of any particular state, such as the state where the underlying events occurred or the forum state. The reason is that, by definition, the law of any particular state is either identical to the jus cogens norms of international law, or it is invalid.)、② 軍が強制労働をさせた事実は明らかであること、などの認定を踏まえ、軍の強制労働につき「実質的援助又は促し」を行ったユノカル社にも人権侵害の教唆・幇助の罪が認められる旨判示した。最終的には、2005年3月、ユノカル社が和解に応じて賠償金を支払うとともに、生活水準の向上や健康・教育に関する支援のための資金を提供するなどの条件で最終的な決着を見た2つ。

しかし、それ以降、米国裁判所は、同法に基づき、企業責任について国際法上の義務違反を認定することはしていない。原告側が援用する国際法が国際慣習法になっていたとしても、裁判所は判断を回避するだろうと言われている。その判断回避の手法の1つが、当該事案が争われる裁判所として、より適切な裁判所があるという理由に基づき、事案を却下する方法で、通常、フォーラム・ノン・コンビニエンス(Forum Non Convenience)と言われるものである。あるいは、国家間のルールとして策定された法は、企業には適用されないとするか、または、他の国家の政策には不干渉とするか、政治的問題で判断に適さないとするか、などの方法によっても判断が回避され、請求が棄却される場合がある。

#### 2.2 国内法の援用という手法からの脱却

#### (1) ATCAの適用範囲の限定

上記のように、外国人不法行為請求法を基づく判断を求められた際に、国内裁判所が判断回

避をするなど、国内裁判所での国内法に基づく紛争処理に消極的な傾向が見られるようになると、今度は、国際法を直接援用できるための途が模索されるようになった。

これまでは、ある程度 ATCA による解決が機能し、アメリカの国内法でありながら、企業活動から生じた紛争において実質的な解決の担い手となってきたが、ここにきて、米国の最高裁判所は、ここ 20 年間ほど行われてきた訴訟活動を限定する、大転換とも言える判断を下した。つまり、米国の国外でなされた人権侵害については、ATCA には領域外適用の明確な規定はなく、米国と相当の関係を有しない限り ATCA に基づく損害賠償請求は認められないと判示したのである。具体的には、いわゆるオゴニランド事件に関連して、シェルが政府当局に働きかけ弾圧を受けた人々の遺族が訴えていた事件 (Kiobel v. Shell Petroleum, 10-1491 (Supreme Court of the United States)) 28)における判断の中で示された。この判断は、現在同法に基づき訴訟係属中である多くの多国籍企業にとっては有利な判断となった29)。

こうして、これまで損害賠償の請求の基礎としてかなり柔軟に援用され、米国外でなされた 企業の不法行為について米国の裁判所での救済を可能としてきた、米国の ATCA に基づく訴訟 提起も米国との相当の関連が認められない限り、管轄権が認められないこととなった。今日、 多国籍企業が途上国で活動し、環境損害を生じさせたとして争われるような場合が急増しつあ ることを反映した判断と考えられる<sup>30</sup>。

## (2) 国内裁判と国際裁判の手続の併行とその弊害

柔軟に活用されてきた米国のATCAにつき、米国がその機能をいわば自制的に縮小させた理由について、より肯定的な評価をするとすれば、投資紛争における国際的な手続の場での国際法の適用による解決の必要性が認識されつつあるからとも推測できる。もとより、国内裁判であるから国際法が適用されない、国際裁判であれば国際法が適用されるというわけでもなく、またユノカル事件に明らかであるように米国裁判所もATCAに基づく請求に関する事案で国際法の適用に必ずしも消極的ではないが、しかし、それでも、国内裁判において国際法を適用しようとする場合に不利になる側(前記のようにユノカル事件の場合はユノカル社側がビルマ法の適用を主張した)から、国際法ではなく国内法の適用を主張されれば、なぜ当該事件で国内法ではなく国際法の適用が適切であるかの理由を事実上説明できなければならないであろう。しかし、これが最初から国際的な手続の場であればそうした適用の当否の問題についてはより容易にクリアできる可能性が高く、その意味で利点がある。

また、国際的な手続が発展してきており、米国のATCAに基づく解決が思うようにいかないと、国際的な手続が併行して利用されるようになり、国内裁判と国際裁判との双方に事案が係属し、各々の結論が異なる場合においては、かえって紛争をこじらせてしまう弊害が顕著に見られるようになったことも重要な理由であろう。たとえば、米国の大手石油会社であるシェブロン社(Chevron Corporation)のケースも、国内法の適用と国際法の適用とで異なる結論が導

かれ、今なお解決は混迷を深めている。シェブロン社はエクアドルで石油開発により環境汚染をしたとして、約86億ドルの支払いを命ずる判決が、エクアドルの地方裁判所によって出されたが、他方で、同社は、ハーグの常設仲裁裁判所(PCA; Permanent Court of Arbitration)にこの紛争を付託し、2011年、同裁判所は、エクアドルの地方裁判所の判断が不当であり、判決執行停止の判断を下すに至ったという事件である。以下、シェブロン社のケースがいかに複雑にこじれてしまっているか、詳述する(石橋 2013、37-39 頁において行った同事案の説明をほぼそのまま引用し、その後の展開を含めアップデートしたものである)。

米国の大手石油会社であるシェブロン社(Chevron Corporation)は、2001年に同じく米国の石油会社であるテキサコ(Texaco)を買収したが、そのテキサコが1964年から1992年にかけてエクアドルで操業していた際の環境被害に関する環境紛争を抱えている。当初、エクアドルの現地住民(先住民)が原告となりテキサコを相手とした訴訟が米国で提起されたが、その後シェブロン社がテキサコを買収したため、同社が訴訟を引き継いだ(なおシェブロン社自身はエクアドルで操業したことはなく、テキサコも汚染除去の責任をすでに果たした旨強調している)31)。訴訟の舞台は、その後米国からエクアドルに移ったが、シェブロン社も対抗するために様々な訴訟を提起して、紛争が紛糾していることも上記のような動きの背景にあるように思える。というのも、幾重にも、シェブロン社とエクアドルの紛争が異なるレベルや国家の裁判所で争われ、しかし、現実問題として一向に環境汚染の被害者救済はなされず、環境保護の実現には結びつかないという現状が極めて顕著であるからである。

すでに述べたように、シェブロン社は 2001 年テキサコを買収したため、テキサコがエクアドルで行っていた石油開発行為により生じた汚染(テキサコが 1964 年から 1992 年まで油田を操業していた熱帯雨林地帯、ラゴアグリオに生じた水質汚染とそれによる現地の先住民への健康被害)についての賠償責任を問われたが、①エクアドル裁判所(エクアドル現地住民対シェブロン社)、②PCA(シェブロン社対エクアドル)、③米国、カナダ、ブラジル、アルゼンチンなどのシェブロン社の資産が多く保有されている国家の裁判所での資産凍結を求める訴訟(エクアドル現地住民対シェブロン社、但し米国の場合はシェブロン社から提起された判決執行差止め請求を争う形での訴訟)32)、④米国でのエクアドル司法手続における不正行為についての訴訟(シェブロン社対エクアドル現地住民側弁護士(Steven Donziger ら))などいくつもの訴訟が行われた。なお、これらに先立ちシェブロン社は別途、⑤エクアドル国内での訴訟手続の遅延につき、エクアドル政府の賠償責任(7億ドル)を認める PCA の判決を得ており33、ラゴアグリオの汚染問題に関する訴訟とは別ではあるものの、判決後、エクアドルの司法制度の問題性(賄賂、詐欺等の不正行為)について同社のホームページで声明を出しており34)、④の訴訟の背景として理解できるものである。

まず①に関してであるが、2011年2月14日、エクアドル東部ラゴアグリオの地方裁判所は、

シェブロン社に対し原告住民への約 86 億ドルの賠償金支払いを命じた(より正確には、86 億ドルの支払い及び 15 日以内にシェブロン社が住民に謝罪しない場合にはさらに同額の懲罰的損害賠償額が加重されるため、トータルではおよそ 180 億ドルの支払いとなる旨の判決)35。シェブロン社は控訴したが、2012 年 2 月 20 日エクアドル高等裁判所は、地裁の判決を支持し、シェブロン社に対して懲罰的損害賠償を含めた地裁の認定額全額(およそ 180 億ドル)の支払いを命じた36)。また、②に関連して、ハーグの常設仲裁裁判所(PCA; Permanent Court of Arbitration)によりエクアドルの地方裁判所の判断は不当であるとして、エクアドルの国内外での同判決の執行停止が命じられていたが37、エクアドル高等裁判所は、PCA の判断がエクアドル裁判所の判事に現地住民への人権侵害を放置させるようなことはあってはならないとして認めず、従わなかった38)。その後、シェブロン社が上告し、エクアドル最高裁は、2013 年 11 月 12 日、高等裁判所の判決を支持しシェブロン社側の賠償責任を認めたが、最終的な賠償額を半額に減額した39)。

②に関しては、PCA は上記判決執行停止命令以外にも、管轄権や本案に関する判断を進めている<sup>40)</sup>。2013年2月7日には、PCA が出した2011年2月14日の判決執行停止命令にエクアドルが従わないことについて違法であると判断<sup>41)</sup>、また2013年9月17日には、本案判決の一部を構成する判決で、エクアドル政府がテキサコと締結した協定に基づき、テキサコ及びシェブロン社はあらゆる公共の利益や環境に関する集団的損害賠償請求訴訟について免除されているとして、シェブロン社側に有利な判断が下された<sup>42)</sup>。

③については、シェブロン社がエクアドルにおける判決については地裁の判決から一貫して履行する姿勢を見せておらず、したがって、この賠償金の確保のため、シェブロン社の保有するエクアドル以外の海外資産の凍結を目的として、シェブロン社の保有資産が多いとされる米国、カナダ、ブラジル、アルゼンチンなどでエクアドルの現地住民がシェブロン社を相手とした訴訟を提起し又は係属中である。

米国では、エクアドルでの判決の執行として賠償金の取立てをシェブロンが有する海外資産から行おうとする行為につき、シェブロン社がその差し止めを求めていた。2011年3月、ニューヨーク地裁はシェブロン社の請求を認容し、差し止め命令によりエクアドル判決の海外における執行を禁止したが、その後第2巡回裁判所は(同国の下級審は)海外の裁判所の判決を無効とする権限を有しないとして差し止め命令を取り下げ、2012年10月9日最高裁もこれを支持した43。米国では結局判決執行の差し止めを求めたシェブロン社の請求が認められなかったという点で、エクアドルの判決執行の米国における可能性が認められたが、それ以上の具体的な執行を求める訴訟は提起されていない(④の訴訟との関連から)。他方、カナダ、ブラジル、アルゼンチンでは具体的に賠償金請求の訴訟が提起されている。カナダでは、一審でシェブロン社に有利な結論が出たものの、控訴審は請求を容認する判決が下り、現在最高裁で審議され

ている<sup>44)</sup>。しかし、対応は国家によって異なっている。ブラジルではカナダと同様、賠償金確保のためシェブロン社の資産凍結が認められたが<sup>45)</sup>、他方アルゼンチンでは地裁での同様の判断を覆し控訴審、最高裁とシェブロン社側の勝利となり、最終的に資産凍結は解除されるに至った<sup>46)</sup>。

これと関連して、④に関して、米国ではシェブロン社が、エクアドルの司法には腐敗(原告代理人による裁判官の買収、詐欺など)があるとして判決の有効性を問題として訴えを提起し、2014年3月4日、ニューヨーク州南部地裁はエクアドルの裁判所が認定したシェブロン社の賠償金額(180億ドル、後に最高裁で95億ドルに減額)は、原告代理人等に買収、詐欺の行為があったため無効であり、したがって米国内外のシェブロン社の資産の差し押さえ等の執行がなされてはならない旨の判決がなされた47。

このように、今日、環境紛争は、「投資家対国家」の枠組みだけではなく、被害者が企業を直接相手取って投資受入れ国の国内裁判所で損害賠償を求めるという形式でも数多く提起されるようになっている。それがまた、実際の救済への途を複雑にしてしまうこともある。この事件の場合も、健康被害を受けたとする現地住民(先住民)が原告となって企業を訴えたものであった。しかし、別途「投資家対国家」の枠組みで PCA の手続が進行したことから、かえって紛争が長期化し混迷化してしまっている様子が窺える。訴訟提起から 20 年が経過しても、現在もなお、現地住民の被害は救済されないまま、悲惨な状況が続いている。

そしてついに、序章で指摘したように、現地住民は、シェブロン社の CEO らが「人道に対する罪」を犯したとして、ICC へ communication を提出するという事態にまで発展してしまったのである<sup>48)</sup>。

## 2.3 人権・環境配慮の直接的組入れ―国際法の直接適用

企業関連の紛争処理において、少なくとも国際裁判所は、これまでも、国際法、すなわち国際人権法や国際環境法をも含む法による解決を可能としている。とくに、環境保護と投資の問題が関わる紛争においては、この傾向は次第に強くなっている。たとえば、ICSID条約42条1項は、ICSID仲裁における適用法を当事者が合意する法(rules of law as may be agreed by the parties)とし、合意がない場合には、紛争当事者である締約国の法(the law of the Contracting State party to the dispute)及び該当する国際法の規則(such rules of international law as may be applicable)を適用するとの規定を置いている。多くの投資協定には、紛争処理手続の際に適用される法について具体的に示したものは少なく、投資受入れ国の法が不備であるなど、投資を行った企業にとって不利な場合が多いため、実際には、国際法の適用が前提とされることも多い。こうして、企業対国家紛争は、国際的な紛争処理手続を通じてなされる場合、ほぼ国際法の適用を受け、解決されることになる。

今日、多くの投資協定が存在し、またいわゆる経済連携協定(Economic Partnership Agreement、EPA)の中でも、投資関連の規定を有することが通常であるが、そういう規定において、投資紛争処理についての原則や手続が定められることがある。これがすなわち、投資家対国家紛争解決(ISDS、Investor State Dispute Settlement)条項と呼ばれるものである。日本が諸外国と締結している EPA には、フィリピンとの EPA を除き、この条項が存在し<sup>49)</sup>、またアジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定として、現在 12 か国で交渉中の TPP(環太平洋パートナーシップ、Trans-Pacific Partnership)にも、投資に関する規定が盛り込まれる予定である<sup>50)</sup>。

注目すべき点は、こうして紛争処理手続において国際法の適用がなされる場合には、人権保 護や環境保護に配慮した判断がなされることも多々見られるようになったということである。 ただし、企業対国家の争いにおいて、人権や環境保護への配慮がなされたとしても、そのこと がただちに企業の立場を不利にするということにはならない。とくに環境保護の場合、ほぼ必 ずと言ってよいほど「環境保護との偽装の下になされた規制(貿易歪曲的規制)」ではないかと の観点からも検討される。そして、規制が人権・環境保護という名目の下になされてはいるが、 それらが真の目的とは言えず、専ら自国産業の保護のために行われていたと認定されるような 場合、内国民待遇に反するなど自由貿易の原則を歪める規制として、最終的に投資家に有利な 結論が出ることもある。 以下の 4 判例のうち、最初の 2 判例 (S.D. Myers v. Canada 事件、Azurix Corp v Argentine Republic 事件) は、人権・環境配慮の必要性を前提としつつも、国家側が行 った規制や措置の正当性が認められず企業側が勝訴したケースであり、他の 2 つ(Methanex 事件、Chemtura Corp. v. Government of Canada 事件)は、逆に、国家が行った環境保護規制が 正当なものと認定され、企業側が敗訴したケースである。いずれにしても、本稿のはじめに言 及した①のパターンで、投資紛争処理手続を通じ、直接紛争処理機関の判断において人権・環 境配慮を行うものであるが、前者のような場合には、最終的に人権・環境保護の実現には必ず しも直結しないことに注意が必要である。しかし、少なくとも「偽装」と言い得るのかどうか (規制と人権・環境保護の実現の関係がリンクしていないかどうか)の判断に際して、人権・ 環境保護の観点からの検討がなされるのは確実であり、結果の如何に拘わらず、本稿の観点か らして重要な判断がなされていると言える。

以下、これらの事例を見てみる。

## ①S.D. Myers v. Canada 事件<sup>51)</sup>

カナダから PCB 含有廃棄物を輸入し、その処理を行っていた米国の S.D. Myers 社は、カナダが廃棄物処理に関する規制を強化したため、それが内国民待遇に違反する旨を主張して、その規制の違法性を争った事案である。仲裁裁判所は、一般に、国家には、高い環境保護基準を設定する権利があること(states have the right to establish high levels of environmental

protection. They are not obliged to compromise their standards merely to satisfy the political or economic interests of other states)、他方で、環境保護との偽装の下になされる規制(貿易歪曲的規制)は認められないこと(states should avoid creating distortions to trade)、環境保護と経済発展は相互補完的であり得るし又そうでなければならないこと(environmental protection and economic development can and should be mutually supportive)、といった原則を示した後(para.247)、カナダの国内の処理業者の国際競争力の欠如等から、本事案におけるカナダの施策は、環境保護との偽装の下になされた規制と認定し、カナダ政府に賠償を命じた。カナダは、PCB 含有廃棄物に対する規制措置が、有害廃棄物に関するバーゼル条約上の義務の履行に基づくものであると主張したが、仲裁裁判所はより緩和的な措置でも代替可能であったと認定し、この主張は認められなかった(para.194-195)。

#### ②Azurix Corp v Argentine Republic 事件<sup>52)</sup>

アルゼンチンは 1999 年、米国企業であるアズリックス社に 30 年の契約でブエノスアイレス州の上下水道の水供給サービスを委託した。このコンセッション契約には上下水道の整備に入る前にアルゼンチンがインフラを整える契約も含まれていた。ところが、アルゼンチンはこれを履行せず、そのため貯水池には藻が繁殖し、水は汚染されてしまった。アルゼンチンは、この水の料金を支払わないよう住民に呼びかけた。2001 年に、アズリックス社は、アルゼンチンと米国との二国間投資協定に基づき ICSID に紛争を付託した。仲裁裁判所は、アルゼンチンが「公正かつ衡平な待遇」原則に反し、恣意的な措置でアズリックス社の投資利益を損なっていることを認めた(para.442)。本事案において、人権面の考慮がなされなかったわけではなく、アルゼンチンは抽象的に投資における人権保護義務に言及するのみで、その点に関する主張が不十分であったことが指摘されている。とくに、水の供給についてはコンセッションの終了通告がなされて後5か月間もの間アズリックス社によって継続されていたことが、人権侵害との関連でどう位置づけられるのかについて説明できていないとの指摘がなされた(para.261)。

### ③Methanex 事件53)

Methanex (Methanex Corporation v. United States of America) 事件では、投資を行った企業による水質汚染が発覚し、受入国が環境規制を行ったことが、いわゆる「間接収用」に相当するとして、仲裁で争われた。

同事件は、カナダに拠点を置く Methanex 社が、NAFTA11 章に基づき、国連国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law; UNCITRAL)に基づき設置された仲裁裁判所で、米国で操業時に、米国カリフォルニア州による規制の合法性を争った事案である。規制は、添加物の一種である Methyl Tertiary Butyl Ether(以下、MTBE)の禁止に関するものであった。MTBE は、ガソリンの酸素含有量を増加させ、いわゆるオクタン価(ガソリンの燃焼時に起きる振動、ノッキングを防ぐ効果)を上げるために使われるものである。

カリフォルニア州では飲料水を地下水から摂取していたが、このころから、MTBE による地下水汚染(ガソリンは水に溶けないが、MTBE は水溶性なため、地下の貯蔵タンクからの漏出により生じたものと考えられる)が深刻化し、1996 年には、カリフォルニア州では通常の水の摂取が困難になる事態も起きた。2005 年 8 月 9 日に、仲裁判決が出されたが、Methanex 社の請求はすべて棄却された。判決は、カリフォルニア大学が作成した報告書やそれに基づく証人尋問及び公聴会の結果、MTBE は飲料水の供給源を汚染し、人の健康と安全、環境に対する重大な危険をもたらしていると結論付けた。Methanex 社は、米国水浄化法を含む米国環境法の規制の不十分さや実施されていないことなどを指摘し、したがって、MTBE の使用はむしろ大気汚染を防ぐために必要であったこと、よってカリフォルニア州の水源の汚染は、MTBE の使用を余儀なくしていた米国自身の責任であると主張するとともに、こうした禁止は、「間接収用」に当たり違法であると主張していた。

## ④Chemtura Corp. v. Government of Canada 事件<sup>54)</sup>

カナダ政府は、環境保護の観点から、リンデンという農薬についてカナダの農業における使用を禁止する規制を行ったが、それを従来輸出し販売していたケムチュラ・コーポレーション (Chemtura Corporation) は、そのような規制が収用(いわゆる間接収用)に該当し違法であり、また「公正かつ衡平な待遇」原則違反をも構成するとして申し立てがなされた事案である。仲裁裁判所は、カナダのこうした規制は、環境保護の目的、すなわち、国民の健康と環境の保護のための正当なものであると認定し、その判断の根拠として、環境条約における諸実行を踏まえ、カナダ政府のリンデン使用禁止の措置は、適正な手続及び科学的根拠を有し恣意的なものではないこと、無差別であること、過度なものではないこと、リンデンによって生ずる危険(とくに農業従事者に生ずる危険)に対処するために誠実な手段であること(The decision of the PMRA to de-register lindane meets the test of this doctrine because (i) it was not made in an arbitrary manner since it respected due process and was based on valid science); (ii) it was non-discriminatory; (iii) it was not excessive; and (iv) it was made in good faith to combat the serious occupational exposure risks posed by lindane)、と言及した。

### 2.4 人権・環境配慮の間接的組入れ—アミカスキュリエ(第3者)の参加認容を通じて

#### (1) 紛争処理手続におけるアミカスキュリエの参加

アミカスキュリエ (amicus curiae) とは、俗に「裁判所の友 (friends of court)」と呼称される存在であり、古くはローマ法にその起源を見ることができる。その後英米法系の国家で発展し、「利害関係のある個人、機関、団体等が、裁判所の許可を得又はその要請によって amicus curiae となり、amicus (curiae) brief (アミカス意見書) を提出」するということがなされてきた $^{55}$ 。

ところで、今日、国際的な紛争処理手続においても、NGO などが人権保護又は環境保護の観点からこの種の意見書が提出するということが増えてきた。以下、そうした実行の発展の経緯や実態と人権・環境配慮が紛争処理において有する影響について国際裁判所その他紛争処理機関の対応を見ることとする50。

国際司法裁判所は規程上公式に手続におけるアミカスキュリエの参加を認めていない。ICJ 規定によれば、非当事者は、限られた状況の下で参加可能となる。この限られた状況とは、規程 62 条及び 63 条に基づく国家の参加(事件の裁判によって影響を受けることのある法律的性質の利害関係をもつと認める国 (62 条) 及び事件に関係する国以外の国が当事国である条約の解釈が問題となる場合 (63 条))、規程 34 条 (2) 及び (3) に基づき関係のある情報について公的国際機関からの情報提供を受ける場合、規程 50 条に基づく個人、団体、官公庁、委員会その他の機関に、取調又は鑑定の嘱託をする場合、又は勧告的意見に係る手続では、66 条に基づき、国家及び国際機関の書面送付が認められているが、同趣旨の規定として、実施細則 12 (Practice Direction XII) 57により NGO からの書面送付も認めている。

この実施細則 12 は、2004 年 7 月 30 日に採択されたものであるが、それ以前に全く NGO の 関与が認められなかったわけではなく、南西アフリカの法的地位に関する勧告的意見(1950年) を求められた際、ICI は、NGO に対して書面の提出を認めている。しかし、これが必ずしもそ の後の慣行とはならなかったことは、同裁判所が、同様に勧告的意見が要請された場合でも Legal Consequences for states of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) (1971 年) 58) の審理の過程にあっては NGO の書面提出を却下していることから明ら かである。しかし、1996年には、核兵器の威嚇または使用の合法性に関する勧告的意見が求め られた際には、ICI は非公式な方法ではあったものの NGO からの書面提出を認めた。これは、 勧告的意見を求める国連決議の採択においてもともと NGO が活動していたことから、その流 れによるものであったが、おそらくこのことがきっかけとなり、その後、2004年に実施細則が 採択される運びとなり、同細則に基づき 114 もの NGO が意見書を提出した。実施細則 12 は、 ①勧告的意見が求められている事件において NGO により意見書面や文書が提出された場合、 それらは事件文書としてはみなされない。②意見書面や文書は、容易に利用可能な形の出版物 として扱われなければならず、したがって、国家や国際機関の書面や口頭陳述で言及可能であ る。③NGO によって提出された意見書面や文書は、指定の場所におかれ、規程 66 条に基づき 国家や国際機関にはその場所についての情報が提供されなければならない、と定め59、勧告的 意見の場合に限定してではあるが、NGO が意見書を送ることができること、その意見書は事件 の正式な文書としては扱われないが、国家や国際機関の主張において利用に供され得ることを 認めている。

ICJ と同様 ITLOS もアミカスキュリエの参加に関する正式な制度を置いていない。裁判所に

おいても、また海底紛争裁判部においてもそうである。非紛争当事国の参加は限定されている。 紛争解決の場合、裁判所又は海底紛争裁判部は、国際機関に対して、事案に関連する情報を口 頭又は書面で提供するよう要求することができる(ITLOS 規則 84)。勧告的意見が求められて いる場合において、ITLOS 規則 133 に基づき、裁判部は国家又は国際機関から書面又は口頭で の陳述を受領する。かつて、勧告的意見が求められた事案において、NGO がアミカスキュリエ としての参加を要求したが、却下された。仲裁裁判においては、非当事国の意見が当事国の陳 述に添付されて提出されることがあったが、ITLOS では、アミカスキュリエの扱いはかなり厳 格に否定されていると考えられる。

他方、WTO の紛争処理手続では、アミカスキュリエの参加の可否は微妙な問題である。上級委員会は、上級委員会もパネルもアミカスキュリエ意見書の提出を受け、考慮することができるとの立場を繰り返し表明している。しかし、加盟国は、何カ国かの例外を除き批判的であり、加盟国でないアミカスキュリエの参加が認められる余地はないとの立場が大勢である。この論争は、米国エビ事件から起きているが<sup>60)</sup>、いまだに解決に至っていない。実際のところ、パネルや上級委員会は、アミカスキュリエ意見書を受領する権限を主張はするものの、それらが紛争処理において実際的な効果を有したことはない<sup>61)</sup>。

ICTY や、ICTR、SCSL(シエラレオネ特別法廷)、そして、ICC においては、一般的にアミカスキュリエの参加の途が開かれている。ICTY と ICTR はほぼ同様の規定を有しており、「裁判部は事件の適切な判断にとって望ましいと判断する場合、裁判部が指定する問題に関し、国家、組織又は個人に対して申立及び書面の提出を認めることができる(Rule 74 (Amicus Curiae), Rules of Procedure and Evidence of the International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia,

"A Chamber may, if it considers it desirable for the proper determination of the case, invite or grant leave to a State, organization or person to appear before it and make submissions on any issue specified by the Chamber.")」とする。SCSL の場合もほぼ同様の規定である。ICC の場合にも実質的には同じである(Rule 103, Amicus curiae and other forms of submission)<sup>62</sup>。

欧州人権裁判所においては、アミカスキュリエの参加は「アミカスキュリエ」という文言は用いられていないものの、より明確に規定され、また実行も多い。第3者参加(third-party intervention)に関する詳細な手続が定められ(欧州人権裁判所規則 44条)、当事者以外の国家又は個人による書面提出、又は例外的な場合には口頭弁論への参加を裁判長が要請し又は認めることができる(the President of the Chamber may ...invite, or grant leave to, any Contracting Party which is not a party to the proceedings, or any person concerned who is not the applicant, to submit written comments or, in exceptional cases, to take part in a hearing)と規定している(44条(3)(a))。この手続はこれらの紛争処理手続においては最も多用されていると言えるものである<sup>63</sup>。

#### (2) 投資紛争におけるアミカスキュリエの参加

人権法の観点が投資紛争において持ち込まれるもう一つの方法がいわゆるアミカスキュリエ の参加を通じてである。

投資紛争におけるアミカスキュリエの参加認容は、近年急速に認められるようになっており、その目的は専ら「透明性(transparency)」の確保にあるが、その確保のため、主として①訴訟文書開示、②アミカスキュリエ意見書の提出認容、③口頭弁論の傍聴の許可、などが許容されるべきであるという認識が高まっている。2006 年、ICSID は、仲裁規則改訂を行い、アミカスキュリエ意見書の提出や口頭弁論への参加を認める明示規定を置いたし、また UNCITRAL もまた 2013 年 12 月 16 日、国連総会において「条約に基づく投資紛争仲裁の透明性に関するUNCITRAL 規則」の採択に漕ぎ着け、2014 年 4 月 1 日より同規則の効力が発生している<sup>64)</sup>。さらには、ごく最近、2014 年 12 月 10 日、「条約に基づく投資紛争仲裁の透明性に関する国連条約(United Nations Convention on Transparency in Treaty-based Investor-State Arbitration)」が採択され、2015 年 3 月 17 日署名のために開放される予定である<sup>65)</sup>。

UNCITRAL 規則は、前記 3 点に関して、かなり徹底した規定を置いている。すなわち、秘密保持が必要な場合を除き (7条)、①文書開示として、仲裁申立書、同申立書に対する回答書、請求書、同請求書に対する抗弁書、その他当事者の提出するすべての文書、証拠説明書(ただし証拠そのものは除く)、紛争当事者でない条約締約国及び第 3 者が提出した文書、ヒヤリング調書、仲裁裁判所の命令、決定、判断、とほぼすべての事件文書へのアクセスを認めている (3条 (1))。

また、②アミカスキュリエ意見書の提出についても、7条(秘密保持)の制約には服するものの、裁判所は当事者との協議の上、第3者からの書面の提出を認めることができるとし(4条(1))、当該第3者の関心の度合いや事実問題・法律問題についての裁判所としての判断において、紛争当事者とは異なる見方、特定の知見又は洞察を通じて裁判所を支援する程度を考慮して、受け入れの可否を決定するとし(同条(3))、また書面の書式や記載事項に関しても、提出者の情報や書き方(構成員、法的地位、当事者との関係性、2年以内に財政的支援を受けた場合にはその情報(以上、同条(2))、日付、署名のあること、簡潔であること、争点の明確性が担保されていること、紛争の範囲内の事項であること(以上同条(4)))についての簡単な要求であって、提出を困難にするような要件は付されておらず、広範な認容が期待できる規定となっている。

最後に③の口頭弁論への参加について、同じく7条に基づく例外はあるものの、「証拠の提示 又は口頭審理のためのヒヤリング」は公開されるものとする(6条(1))、これも従来、ICSID では、以下に述べるように、アミカスキュリエ意見書の提出が認められるのがせいぜいであっ たのに比べれば、非常に画期的な規定であると言える。

このような「透明性」確保の理由は、「公益(public interest)」に係る事項が争点とされるためであり、その「公益」こそが、人権保護・環境保護に集約される法的利益であると言ってよいであろう。「透明性」に関する新たな国連条約もまた、「公益」を重視しており(in investor-State disputes, the arbitration involves a State and often issues of public interest)、その公益とは「健康、水、衛生、輸送、農業など重要な公的部門(critical public sectors such as health, water and sanitation, transportation and agriculture)」であって、個人や共同体の生活に直接的な影響を与えるものであると説明している60。

こうして、今日、投資紛争関係で、「公益」を担保する観点から「透明性」の確保が重視され、その結果、投資紛争における、事件関係文書の開示、アミカスキュリエ意見書の提出、口頭弁論への参加などが認められる方向が一般化しつつある。とくに、2014 年 12 月 10 日に採択された国連の透明性に関する新条約は、2013 年の UNCITRAL 透明性規則が、原則として 2014 年 4 月 1 日以降に締結される投資協定に適用されることとなっており(1 条(1))、それ以前に締結されている 3000 にも及ぶ既存の投資協定についてはカバーしていない(但しもちろん合意により個別的な適用は可能であるが(1 条(2)))ため、こうした条約の紛争解決においても同様に「透明性」が確保されるべきとして策定されたものという(will apply to disputes arising under the existing 3,000 bilateral and multilateral investment treaties currently in force) $^{67}$ 。とすれば、この流れはかなり本格的なものと言ってよい。

UNCITRAL の新規則や国連の新条約にも含まれてはいないが、理念的には、投資紛争関係で、アミカスキュリエ意見書における要求内容は、意見書の提出、事件関係文書へのアクセス、口頭弁論手続への参加以外にも、口頭弁論での意見陳述の機会の要求、口頭弁論での反対尋問の機会を得ること、などもあり得る<sup>68)</sup>。このうち、2012 年 6 月までの事案で、反対尋問の機会の要求がなされたケースは存在しないが、それ以外の要求はなされている。意見書の提出が認められたものに、二国間投資協定及び ICSID 関連の事件では、Suez/Vivendi v Argentina (19/5/2005)事件、Biwater Gauff v Tanzania (2/1/2007)事件、AES v Hungary (26/11/2008)事件、Electrabel v Hungary (28/4/2009)事件、Piero Foresti v South Africa (5/10/2009)事件、NAFTA/UNCITRAL 関係の事件では、Methanex v US (15/1/2001)事件、UPS v Canada (17/10/2001)事件、Glamis Gold v US (16/9/2005)事件、Merrill v Canada (2/10/2008)事件、その他の紛争解決手続においては、Eureko v Slovak Republic (24/4/2010)事件、PacRim v El Salvador (2/2/2011)事件がある<sup>69)</sup>。事件関係の文書へのアクセスが認められたものは、ごく限られており、Piero Foresti v South Africa (5/10/2009)事件においてのみである。その他の要求については、なされても、却下されている<sup>70)</sup>。

本稿でも言及している、ICSID の事案である Aguas del Tunari SA v Bolivia (29/1/2003)事件、

Suez/InterAguas v Argentina (17/3/2006)事件や、PCA による Chevron v Ecuador (18/4/2011) 事件では、意見書の提出の他、文書へのアクセス、口頭弁論手続への参加及び、口頭弁論での意見陳述の要求のすべてが却下されていることも注目に値する<sup>71)</sup>。

アミカスキュリエの活動は、このように、意見書の提出という面においては、それなりに認められつつあると言えようが、しかし、意見書の提出に限られ、また全面的に認められない場合もあるということが見て取れる<sup>72</sup>。

## (3) アミカスキュリエ意見書が投資紛争の裁定において影響を与えたと考えられる事例73)

①Aguas del Tunari SA v Republic of Bolivia 事件74)

Aguas del Tunari SA v Republic of Bolivia 事件(いわゆるコチャバンバ事件)の際、NGO 及び個人が意見書を提出した。それによれば、事案は、公衆の関心事であり、他の事案と異なると主張していた。意見書の提出以外にも、弁論への参加、事件書面の開示及び申立書に対する反論の機会を得ることなどについての要求がなされたが、仲裁裁判所は、2003 年 1 月 29 日付 NGO らに対する回答書で、これらの要求すべてについて却下した。理由として、裁判所の権限を超えるものであり(beyond the power or the authority of the Tribunal to grant)、当事者の同意がなければ非当事者の手続参加やアミカスキュリエ意見書の提出の認容はできないこと、本件についての判断において非当事者からの補助的な書面提出の必要性を感じていないことなどを説明した。しかし、他方で、裁判所は回答書において、最近の投資協定の中にはアミカスキュリエの参加について規定するものが出てきている旨言及しており、本件において要求すべてを却下する決定となったのはあくまで条約に基づく制約(It is no less our duty to follow the structure and requirements of the instruments that control this case)であることを強調していることから、アミカスキュリエの参加についての制度化への契機、少なくとも ICSID においてはそのような規定がないことを認識させた契機となった事案とも言える。現に 2006 年には ICSID はアミカスキュリエ参加を可能とするため、その仲裁手続規則の改正をするに至ったのである。

②Suez, Sociedad General de Aguas de Barcelona SA and Vivendi Universal SA v Argentine Republic 事件 $^{75)}$ 

本件、Suez、Sociedad General de Aguas de Barcelona SA and Vivendi Universal SA v Argentine Republic 事件においても、NGO からのアミカスキュリエ参加の要求はなされた。ただし、前記事件と異なり、本件において仲裁裁判所は(提出の可否についての判断は二度なされているが、最初の判断は 2005 年 5 月 19 日であり仲裁規則手続の改正以前で、その理由が注目に値する)、ICSID 条約 44 条(裁判所は、この節の規定又は仲裁規則若しくは両当事者が合意する規則に定めのない手続問題が生じたときは、その問題について決定を行う)を援用することで、NGO からのアミカスキュリエ意見書の提出を認めている。すなわち、意見書の提出に係る問題

は同条の言う「手続問題」と解されるとの前提に立ち、意見書の内容としても「専門的、経験的及び独立的なもの(they have the expertise, experience, and independence to be of assistance in this case)」と認められるとし提出を認めたのである。なお、当時、コチャバンバ事件以降の流れの中で、すでに非当事国の訴訟参加をより広範に認める方向で ICSID 仲裁手続規則の改正が進みつつあったことが、判断に影響していると推測できる。すなわち、同改正によれば、規則 37 (2) は、「両当事者と協議の上、裁判所は、紛争の事案の範囲内の事柄につき非当事者(個人又は団体)に書面を提出することを認めることができる」とし、その判断において、裁判所が、「紛争当事者とは異なる鳥瞰的又は特別の知識や洞察を以て、手続に付されている事実問題又は法的問題の決定について裁判所を支援する」ものであって、「その範囲が紛争に付された範囲に留まりかつ非当事者も又紛争に特別の利益を有する場合」に認めるとした。但し非当事者の書面付託は裁判所の手続を妨害してはならず、又当事者にとって不当な負担となったり、当事者の主張を不当に害することになったりしないよう裁判所が確保することが義務づけられている。また、当事者は非当事者の書面付託に対して各々見解を述べる機会を与えられることも確保されなければならないとされている。。

本事案の概要は以下である。1980年代以降、アルゼンチンの上下水道のサービスを公営企業が担っていたが、赤字、投資不足、非効率的な経営などから、それまで供給してきた住民に対する上下水道の水質を悪化させたり、また未供給地域の住民へのサービスが整備されずそのままに放置されていたりした。こうした状況を改善するため、アルゼンチンは、国家の公営の水供給サービスが緊急状態にあるとして、外国企業とコンセッションを締結しその民営化に踏み切った。しかし、2000年から 2002年にかけて財政がさらに悪化し経済危機が起きると、アルゼンチンは最終的にコンセッションの終了に至る様々な措置を執り、投資を圧迫した。そこで、Suez 社他は、アルゼンチンを相手として ICSID の仲裁を求めた。アルゼンチンは、これに対して、そうした措置は、「アルゼンチンの国民の水に対する権利の保護」(in order to safeguard the human right to water of the inhabitants of the country)に必要なものであったと反論した(para.252)。本件で提出されたアミカスキュリエ意見書は、アルゼンチンが主張するように、経済危機の際に執った措置と、アルゼンチンの国民の水に対する権利を確保する義務との間に因果関係が成り立つことを説明するものであった(para.256)。

しかし、仲裁裁判所は最終的にアルゼンチンの緊急避難に関する主張を認めていない。アルゼンチンの財政問題に端を発した危機の深刻さを認めながらも、それが国家として協定上の義務を免れる理由とはならないとした(para.258)。とくに、ブエノスアイレス地区に対する水の供給は約1000万人の健康や福祉にとって重要であり、したがって essential interest と言い得るが、投資協定上の義務(「公正かつ衡平な待遇」原則)に反する措置を講じねばならず、それが唯一の手段であったとは認められないとした。そして、アルゼンチンは、より柔軟な措置によ

って、水の供給と「公正かつ衡平な待遇」原則の実現をすることができたとし、これらの義務は相互に排他的な関係にはなく、よってアルゼンチンの緊急避難の主張は「重大かつ急迫した 危険に対して不可欠の利益を守るために当該国家にとっての唯一の手段」(ILC 国家責任条文草 案 25 条)であったとは言えず、緊急避難の第一要件は満たしていないとした (para.260)。

裁判所は、「より柔軟な措置」により水の供給(すなわち「水に対する権利」の実現)と「公正かつ衡平な待遇」原則(投資家保護)のいずれも実現できたとするが、いかなる措置によりどう両立できたのかについての具体的な根拠は示されておらず、reasoning としてやや説得力を欠き、釈然としない点は残る。アミカスキュリエ意見書は他の諸人権ともリンクさせた上で「水に対する権利」の重要性をかなり強調しており(para.256)、そうした配慮を事実上組み入れようとしたと考えると理解し易い。やはり意見書の影響が大きいのではないかと推測される。

## ③Biwater Gauff (Tanzania) Ltd v United Republic of Tanzania 事件<sup>77)</sup>

本事案は、世界銀行がその監督の下、タンザニアのダルエスサラームにおける上下水道のインフラ整備を、入札により国際コンソーシアムである City Water に 10 年のコンセッションとして与えたものである。City Water は上下水道の水供給を行い、サービス提供についての料金収入を得る他、税率や開発事業において優遇を受けることとなっていた。しかし、City Waterはインフラ整備に失敗し、債務危機に陥った。City Waterがサービスの提供を中止したため、タンザニアは City Waterの責任者を国外追放し、その資産を凍結した他、City Waterの事業を接収した。ICSIDは、これは収用に相当し、また英国とタンザニア間の二国間投資協定に基づく、「公正かつ衡平な待遇」原則他いくつかの基準に反している旨認定した。

本事案は、ICSID に係属した事案で、ICSID 仲裁規則の 2006 年改正後、第3者参加を認める規則 37(2)が初めて適用された画期的な事例である。5つの NGO が、アミカスキュリエとして、裁判の書面へのアクセスの権利及び口頭弁論への参加などの訴訟参加を求める書面を提出した。その理由の中で、本件仲裁裁判は、「タンザニアの地域共同体に重要な懸念に関する争点を含んでいる。それらは、水やその他のインフラサービスについてであり、途上国にとって潜在的に広範に認められる懸念でもある。本件仲裁はより広い意味での持続可能な開発の問題や国際社会全体にもかかわる問題を含んでいる(This arbitration raises a number of issues of vital concern to the local community in Tanzania, and a wide range of potential issues of concern to developing countries (and indeed all countries) that have privatized, or are contemplating a possible privatization of, water or other infrastructure services. The arbitration also raises issues from a broader sustainable development perspective and is potentially of relevance for the entire international community)」との理由を述べた78。

本事案において、仲裁裁判所は NGO の口頭弁論への参加や文書開示請求については認めなかった(文書開示請求については口頭弁論終了後に再考するとの留保つき)が、アミカスキュ

リエとして提出された書面については仲裁裁判所が必要としている情報を提供しているとしてその有用性を認めた(para.393)。アミカスキュリエ意見書は、投資家の責任は、投資前と実際の投資がなされるその両方において認められ、非現実的な期待、持続可能でない前提、不十分な投資の実施などが財政破綻を招いた原因だと分析していた。仲裁裁判所はこの前提に立ち、ほぼ同じ文言で、City Water が事業の規模について過小評価したこと、入札における失敗、期待された事業が実施できなかったこと、等の事実を認定し(para.149)、また、アミカスキュリエが指摘したように、仲裁裁判所は、この裁定が「タンザニアの共同体全体」に影響を与える(para.358)との認識に立った上で判断を行った。

仲裁裁判所は、タンザニアが City Water の責任者を国外追放し、その資産を凍結した他、City Water の事業を接収した行為については、収用に相当し、また英国とタンザニア間の二国間投資協定に基づく、「公正かつ衡平な待遇」原則他いくつかの基準に反している旨認定したが、他方で投資家の損失は自らの責任に基づくものだとして、タンザニアの投資家に対する賠償義務については認定しなかった(あるとしても、declaratory in nature のものでしかない旨判示している。para.779-787,807)。タンザニアの行為は水供給を継続するための救済措置として事実上正当化されたと考えられる。

以上のように、本件では、アミカスキュリエの参加に関して、口頭弁論への参加、文書開示については請求が認められなかったが、意見書そのものは、裁定に大きな影響を与え、またその根底にある認識としても「タンザニアの共同体全体」に影響を与える事項との認識に立った裁定を可能にした点で、本稿の観点からして重要である。

## (4) アミカスキュリエの参加の人権法アプローチにおける意義

アミカスキュリエは、意見書の提出や訴訟参加を求める。まず、この意見書や訴訟参加を紛争処理手続上正式に認める制度が存在することが、極めて重要な意義を有する。とくに ICSID において 2006 年改正でこの制度が確立したことは、ICSID における紛争処理の在り方を大きく変え、人権・環境配慮の組み入れを可能にしたものとして評価できよう。また UNCITRAL の透明性に関する仲裁規則や同規則が原則カバーできない 2014 年 4 月 1 日以前に締結された投資協定等における紛争処理手続にも適用可能な透明性に関する国連新条約の採択は、本稿の観点、すなわち環境保護実現のための「人権法アプローチ」の援用という観点からしても、画期的な発展であると言えよう。このような ICSID や UNCITRAL 及び国連における制度化により、真正面から、投資家と投資受入国との争いを人権や環境への配慮、すなわち「公益」の観点を含めて判断する途が開かれたことになる。

第2に、アミカスキュリエの参加が認容されるためには、いくつかの条件が付される場合が あるが、それらは決してハードルの高いものではない。アミカスキュリエとしての要求には、 「意見書の提出、事件関係文書へのアクセス、口頭弁論手続への参加、口頭弁論での意見陳述の機会の要求、口頭弁論での反対尋問の機会を得ること」などがあり得ることはすでに述べた通りであるが、例えば、ICSID の場合、まず意見書の提出に関する提出条件は、「紛争当事者とは異なる鳥瞰的又は特別の知識や洞察を以て、手続に付されている事実問題又は法的問題の決定について裁判所を支援する」ものであって、「その範囲が紛争に付された範囲に留まりかつ非当事者も又紛争に特別の利益を有する場合」という程度に過ぎず(規則 37 (2))、制度を作りながら、他方で、認容されるための要件を厳しく設定することによって、実質上意見書の影響を封じ込めるというようなことはなされていないことに注目するべきである。ただし、「口頭弁論への参加」に係る要求(意見陳述や反対尋問の機会を得ることも含め)に関しては、かなり限定的である。いずれの当事者も反対しない限りにおいて、裁判所は人当事者に口頭弁論への一部又は全部への参加を認めることができるに過ぎない(規則 32 (2))。こうして、意見書の提出に限定されている感はあるが、それでも、意見書の提出において厳格な基準は設定されていないことから、この点はかなり評価できるものと言える。意見書の認容に関してはUNCITRAL 新規則や国連の新条約についても同様のことが言える。

第3に、アミカスキュリエ参加(ここでは意見書の例しかないが)の仲裁裁判所への影響であるが、すでにみたようないくつかの事例に明らかであるように、たとえば ICSID において、受理されればそれは公益性を有する事案であることを ICSID 自身が認めたことになるため、その前提での判断となる。したがって、必然的に、公益的な観点、人権保護又は環境保護などへの配慮がなされる可能性を有することになる。この意味で、アミカスキュリエ意見書の影響は決して小さいとは言えないであろう。ただし、Suez、Sociedad General de Aguas de Barcelona SA and Vivendi Universal SA v Argentine Republic(ICSID Case No ARB/03/19)事件のように、意見書の提出が認められても、実際の判断は投資家に有利に働く場合がある。しかし、その場合であっても、すでに説明したように、なぜ公益的な観点が優先されないのか、についての説明がなされていることに留意する必要がある。

これらの点から、アミカスキュリエの参加、ことに最も認められやすい意見書の提出は投資 と環境保護という文脈において、投資が人権保護、ひいては環境保護の実現に貢献するために 必要かつ重要な役割を担っていると言える。

#### おわりに

以上見てきたように企業活動への事前防止としての「しばり」は、人権保護の観点から、こ こ十年余りの間に強化されてきた。そして、そのような「しばり」の強化が、環境保護の実現 に活用できないか、というのが、本稿の視点であった。

確かに、ラギー報告は企業に対し、包括的な人権保護のための義務を要求している。そして、

ラギー自身も認めているように、それは環境保護にも資するであろうことを念頭に置かれて作成されたものである。その意味で、この「しばり」を環境保護の実現のために活用することは可能だろう。まずは、この動きを推し進めて行くことで、企業側からの環境保護の実現の「仕組み」ができる、といっても過言ではない。

他方で、投資協定や経済連携協定などに盛り込まれる、企業対国家の投資紛争の枠組みについても、その動向を検討した。かつては投資受入れ国における国内裁判所等で争われたため、投資を行う企業にとってはリスクが高かった。したがって、その後、常設仲裁裁判所や ICSID を始めとする国際機関の手続の利用を予め投資協定や経済連携協定に ISDS 条項として入れることが行われるようになり、多くの紛争処理が、ICSID など仲裁手続においてなされている。

当初、こうした仲裁手続は、概ね、投資企業にとって有利な判断を下し、申し立てられている国有化や収用などについて、人権保護又は環境保護の観点から行ったとする、投資受入れ国側の主張は認められなかった。しかし、本稿で見たように、最近では、この点において変化が生じ、多くの仲裁判断が、国際法により依拠した形で、人権保護又は環境保護の観点から、投資受入れ国の規制措置を正当なものとして認容するようになっている。また手続的にも紛争処理手続にアミカスキュリエ(第3者)の参加を積極的に認めるようになってきており、紛争処理の透明性の確保とともに、判断自体にも「公益」、すなわち、人権・環境配慮を組み入れる制度が構築されつつある。本稿の観点からして、このような動きは、「投資」の有する機能として、非常に評価できる点である。

最近刊行された P.M.デュプィ教授らの著作は、「投資を環境保護の促進に活用する (Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection)」(参考文献に記載)と 題されており、まさに、この点で本稿と視点を共有するものである (但し同書は本稿よりもより積極的な投資の活用、すなわち環境保護のための投資 (Green Economies など)の活用もまた重視する)。本稿では、やや限局的ではあるが、投資を企業活動そのものと、紛争処理の 2 つの場面に限定して考察した。そして、企業活動への直接の「しばり」を通じてか、または、企業対国家の実際の紛争が生じた場合の解決における人権及び環境保護への配慮か、を通じて、環境保護の実現における「投資」の役割を積極的に評価し得るとの結論を導いた。

もちろん、「投資」がなぜそのような役割を果たしうるかといえば、「投資」における人権保護の必要性、及びその認識に基づく強化が根底にあるからである。こうして、ラギー報告にあるように、企業に求められるのは、世界人権宣言や国際人権規約において定められているような既存の人権の保護であり、これらの人権の保護を通じての環境の保護が実現されるということになる。これは、これまで本論文の著者が定式化し、検証を進めてきた「人権法アプローチ」の機能そのものであると言えよう。

このように、「投資」を通じて「環境保護」の実現を図ろうとすることは、いまや現実的な手

要があるであろう。

法と言える。しかし、他方で、このように、「投資」に環境保護の役割を担わせることの危険性 が指摘されることもある。

それは、昨今多くの仲裁裁判所における判断が、環境保護のための規制を正当化していることについて、「環境保護との偽装の下になされる規制(貿易歪曲的規制)をもまた可能に」しかねないとの批判である。確かに、「投資」の中には、それ自体が、環境保護に貢献する内容を有する投資もあり、そのような場合に、安易に、投資企業に対する規制をかけることは、投資のインセンティブを低下させ、環境保護の観点からしても逆効果になりかねないであろうし、またそうでなくても、「環境保護」という大義の下に投資受入れ国が様々な規制を強化し、正当化することは、健全な投資活動を阻害してしまいかねない。そうなれば、「投資」を通じた「環境保護」の促進などは、そもそもあり得ない。「投資」が国境を越え、何らの障害もなく多々なされる状況にあって初めて、その状況を「環境保護」にも活用することができるのである。

また、ここでも法の発展についての fragmentation (分断化) の問題がある。企業活動につい ての事前の「しばり」について、それが、たとえば世界人権宣言や国際人権規約において規定 されている諸人権の尊重を企業にも求めるというような点での一致はあるといってよいが、そ れを超える部分については、OECD、国連、国連人権理事会、ILO、World Bank や IFC の取り 組みにおいて様々なバリエーションがあり、今後何らかの整合性が必要とされるのではないか。 加えて、事後の救済の局面においても、「投資紛争処理手続」における人権・環境配慮の組入れ は事実上「投資」活動を阻害しないこととの兼ね合いでどこまで許容されるのかの基準はとく になく、あくまで事案ベースの判断でしかない。また、アミカスキュリエの参加をどのような 形態で、いかなる条件で認容するかについての基準や判断も(ICSID 及び UNCITRAL の仲裁規 則や透明性に関する国連新条約を見る限り、一部分ではそのような考慮がなされていると推察 されるものの)、全体としての法の発展が整合的になされているとは到底言えない状況にある。 こうして、まだまだ課題も多く、またバランスをいかに取るか、難しい面はあるが、多くの 投資協定や EPA が締結され、また日本にとっては、やがて TPP の締結も現実のものとなろう。 国境を越えた企業活動の展開はもはや止めるべくもない現実であり、その「企業」の「投資」 活動を通じて、あるいは、企業対国家の紛争処理を通じて、「環境保護」を実現していくことは、 むしろ当然に望まれることである。「投資」における「人権法アプローチ」としての機能は急速 に成長しつつあることから、我々は、まずはそれを十二分に活用し、環境保護の実現に繋げて いくとともに、今後この機能のさらなる充実を図るためにも、懸念される「投資」活動の阻害 問題との調整や、また法の発展についての fragmentation の問題にも積極的に対処していく必 注

- BBC, 3 December 2014, "Bhopal chemical leak site 30 years on," available at: http://www.bbc.com/news/world-asia-30301659.
- UN Global Compact, available at: https://www.unglobalcompact.org/AboutTheGC/TheTenPrinciples/index.html.
- 3) A/HRC/17/31, 21 March 2011, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie, "Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations 'Protect, Respect and Remedy' Framework," available at:
  - http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31\_en.pdf.
- 4) Common Dreams, "Indigenous Communities Take Chevron to Global Court for 'Crimes Against Humanity' Impacted peoples urge International Criminal Court to investigate corporation's refusal to clean its mess in the Ecuadorian Amazon," available at: http://www.commondreams.org/news/2014/10/25/indigenous-communities-take-chevron-global-court-c
  - rimes-against-humanity. The communications submitted to the prosecutor is *available at*: http://chevrontoxico.com/assets/docs/2014-icc-complaint.pdf. See also, ICC, "Submit information on alleged crimes," *available at*:
  - $http://www.icc-cpi.int/en\_menus/icc/structure \%20 of \%20 the \%20 court/office \%20 of \%20 the \%20 prosecutor/siac/Pages/default.aspx.$
- Responsible Investment Reporting Requirements, available at: http://www.humanrights.gov/wp-content/uploads/2013/05/Responsible-Investment-Reporting-Requirements-Final.pdf.
- 6) Human Rights Watch, available at: http://www.hrw.org/ja/news/2013/05/24-0.
- 7) Global Compact Network Japan, available at: http://ungcjn.org/gc/index.html.
- 8) MOFA, available at: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html.
- 9) OECD Guidelines for Multinational Enterprises, 2011 Edition, *available at*: http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf. For Japanese tentative translation used on this paper, see MOFA HP, *available at*: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku\_ho.pdf.
- 10) MOFA, available at: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku ho.pdf, pp.25-27.

https://www.unglobalcompact.org/AboutTheGC/global\_corporate\_sustainability\_report.html.

- 11) Global Compact Network Japan, available at: http://ungcjn.org/gc/index.html.
- 12) UN Global Compact, available at: https://www.unglobalcompact.org/COP/.
- 13) UN Global Compact, available at:
- 14) Global Compact Network Japan, *available at*: http://ungcjn.org/gc/pdf/GC\_Pamphlet\_a\_201210\_s\_K2.pdf.
- 15) UNCHR, available at:

http://www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR\_EN.pdf. 日本語訳については、アジア・太平洋人権情報センター訳にほぼ依拠している。*Available at*: http://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/.

16) World Bank, available at:

http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/JAPANINJAPANESEEXT/0,,contentMDK:22716679~menuPK:4687611~pagePK:141137~piPK:141127~theSitePK:515498,00.html.

17) World Bank, available at:

http://www.worldbank.org/ja/news/press-release/2014/07/30/world-bank-begin-discussions-proposal-s

trengthen-social-environmental-safeguards.

- 18) Ibid.
- 19) IFC, available at:

 $http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/115482804a0255db96fbffd1a5d13d27/PS\_English\_2012\_Full-Document.pdf?MOD=AJPERES.$ 

- 20) IFC,「持続可能性枠組みの改訂状況」、 36 Mining & Sustainability, p.8, *available at*: http://mric.jogmec.go.jp/public/kogyojoho/2011-08/MRv41n2-07.pdf.
- 21) CAO, "Philippines / Ambuklao-Binga Hydroelectric Power-01/Binga," *available at*: http://www.cao-ombudsman.org/cases/case\_detail.aspx?id=85.
- 22) CAO, "Indonesia / Wilmar Group-01/West Kalimantan," *available at*: http://www.cao-ombudsman.org/cases/case\_detail.aspx?id=76.
- 23) ILO, available at:

http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/—ed\_emp/—emp\_ent/—multi/documents/publication/wcm s 124927.pdf.

24) *Ibid*, p.3, note 1. ここで言及されている条約及び勧告は以下である。

強制労働に関する条約(第 29 号)、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第 87 号)、団結権及び団体交渉についての原則の適用に関する条約(第 98 号)、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第 100 号)、強制労働の廃止に関する条約(第 105 号)雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第 111 号)、雇用政策に関する条約(第 122 号)、就業が認められるための最低年齢に関する条約(第 138 号)、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第 182 号)

間接の労働強制に関する勧告(第 35 号)、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する勧告(第 90 号)、雇用及び職業についての差別待遇に関する勧告(第 111 号)、使用者の発意による雇用の終了に関する勧告(第 119 号)、雇用政策に関する勧告(第 122 号)、就業の最低年齢に関する勧告(第 146 号)、雇用政策に関する勧告(第 169 号)、中小企業における雇用の創出を奨励するための一般的条件に関する勧告(第 189 号)、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する勧告(第 190 号)

- 25) Ruggie Report, supra note 3, p.8.
- 26) John Doe v. Unocal Corporation, UNITED STATES COURT OF APPEALS, NINTH CIRCUIT, 395 F.3d 932 (2002), available at: http://www.tjsl.edu/slomansonb/10.5\_Unocal\_CorpHRts.pdf.
- 27) Earth Rights International, 21 March 2005, "Final Settlement Reached in Doe v. Unocal," *available at*: http://www.earthrights.org/legal/final-settlement-reached-doe-v-unocal.
- 28) Supreme Court of United States, *available at*: http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/10-1491\_16gn.pdf.
- 29) 石橋 2013、37 頁。
- 30) 同上。
- 31) Chevron HP, "Ecuador Lawsuit: Facts about Chevron and Texaco in Ecuador," *available at*: http://www.chevron.com/ecuador/. See also, "Texpet's Remediation and Revegetation of Oilfield Pits in the Ecuadorian Amazon," Texaco HP, *available at*:
  - http://www.texaco.com/sitelets/ecuador/docs/texaco\_ecuador\_remediation\_en.pdf?
- 32) WSJ, 2012 年 10 月 10 目,  $available\ at$ : http://jp.wsj.com/layout/set/article/content/view/full/526985.
- 33) Chevron Corporation and Texaco Petroleum Company v. The Republic of Ecuador (PCA Case No. 2007-2), Partial Award on the Merits, 30 March 2010, available at: http://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0151.pdf. Final Award, 31 August 2011,

available at: http://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0154.pdf. See also, as a summary for reasoning, *The Amazon Post*, 30 March 2010, "Chevron Wins Arbitration Claim Against the Government of Ecuador – International Tribunal Awards Chevron Approximately \$700 Million," "The tribunal found that Ecuador's courts violated international law through their delays in ruling on certain commercial disputes between Texaco Petroleum Company and the Ecuadorian government....In its decision, the tribunal found that Ecuador had violated the United States-Ecuador Bilateral Investment Treaty by failing to provide effective means of asserting claims and enforcing rights," available at: http://www.theamazonpost.com/news/news-release-chevron-wins-arbitration-claim-against-the-government-of-ecuador-international-tribunal-awards-chevron-approximately-700-million.

- 34) Chevron HP, available at: http://www.chevron.com/news/press/release/?id=2010-03-30.
- 35) 日経新聞、2011年2月15日、*available at*:
  http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM1501F\_V10C11A2NNC000/.
  See also, Democracy Now!, *available at*:
  http://www.democracynow.org/2011/2/15/ecuadoran\_court\_orders\_chevron\_to\_pay.
- 36) Reuters, 2012 年 2月 21 日、available at: http://jp.reuters.com/article/3rd\_jp\_jiji\_EnvNews/idJPjiji2012022100752.
- 37) Chevron Corporation and Texaco Petroleum Company v. The Republic of Ecuador (PCA Case No. 2009-23), Second Interim Award on Interim Measures, 16 February 2012, *available at*: http://www.chevron.com/documents/pdf/ecuador/SecondTribunalInterimAward.pdf? *Reuters*, 2011 年 2 月 14 日、*available at*: http://jp.reuters.com/article/3rd\_jp\_jiji\_EnvNews/idJPjiji2011021400303.
- 38) 日経新聞、2011 年 2 月 15 日、supra note 35. Reuters, 2011 年 2 月 14 日、supra note 36.
- 39) WSJ, 2013 年 11 月 13 日、available at: http://jp.wsj.com/article/SB10001424052702304698204579195310293609056.html.
- 40) PCA Case No. 2009-23, *supra* note 35, Third Interim Award on Jurisdiction and Admissibility, 27 February 2012, *available at*: http://www.chevron.com/documents/pdf/ecuador/PCA-Jurisdiction-Decision.pdf.
- 41) PCA Case No. 2009-23, *ibid.*, The Forth Interim Award on Interim Measures,7 February 2013, *available at:* 
  - http://www.theamazonpost.com/wp-content/uploads/Fourth-Interim-Award-on-Interim-Measures.pdf.
- 42) PCA Case No. 2009-23, *ibid.*, First Partial Award on Track I, 17 September 2013, *available at*: http://www.theamazonpost.com/wp-content/uploads/chevron-ecuador-bit-tribunal.pdf. See also, *Market Watch*, 19 September 2013, *available at*: http://www.marketwatch.com/story/6c3b55f0-20e9-11e3-aa0e-01212876b3fc-2013-09-19.
- 43) WSJ, 10 October 2012, supra note 32.
- 44) *Huffington Post*, 12 December 2014, "Chevron-Ecuador Oil Pollution Battle Lands at Supreme Court of Canada," *available at*:
  - http://www.huffingtonpost.ca/2014/12/12/chevron-ecuador-canada-supreme-court\_n\_6314480.html.
- 45) Chevron Toxico, 27 June 2012, "Chevron Faces Asset Seizure in Brazil over \$18 Billion Ecuador Judgment," available at:

http://chevrontoxico.com/news-and-multimedia/2012/0627-chevron-faces-asset-seizure-in-brazil. ブラジルとエクアドル間には判決執行に関する条約が締結されており、外国で下された判決がブラジルの国内法を満たすかどうかという観点から判断されている点で(The Superior Tribunal of Justice will only analyze whether the Ecuador decision meets the requirements of Brazilian law for enforcement of foreign judgments)若干カナダの場合とは事情を異にする。しかし、判事は少なくともシェブロン社による基本的人権の侵害について強く認識した上で判断している("I am honored to have been chosen by the

indigenous peoples of Ecuador to help correct a gross violation of fundamental human rights visited upon them by Chevron.... After reviewing the lengthy trial record, I have no doubt the Ecuador judgment will be enforced in Brazil")

- 46) Financial Post, 8 November 2012, "Argentina freezes US\$19B Chevron assets," available at: http://business.financialpost.com/2012/11/08/argentina-freezes-us19b-chevron-assets/?\_\_lsa=fcff-5d0b. International Business Times, 5 June 2013, "Chevron Wins Lawsuit in Argentina Relating to Ecuador Environment Damages; Court Removes Freeze on Chevron Assets," available at: http://www.ibtimes.com/chevron-wins-lawsuit-argentina-relating-ecuador-environment-damages-court-re moves-freeze-chevron.
- 47) Chevron, 4 March 2014, "U.S. Federal Court finds the judgment in Ecuador a product of fraud and racketeering," available at: http://www.chevron.com/ecuador/. On 4 March 2014, the U.S. District Court for the Southern District of New York ruled that the \$9.5 billion Ecuadorian judgment was the product of fraud and racketeering activity, finding it unenforceable. The ruling is available at: http://www.theamazonpost.com/wp-content/uploads/Chevron-Ecuador-Opinion-3.4.14.pdf.
- 48) Common Dreams, 25 October 2014, supra note 4.
- 49) ISDS 手続を含む日本の投資協定・EPAには以下のものがある。日エジプト投資協定(1978年1月発効)、日スリランカ投資協定(1982年8月発効)、日中投資協定(1989年5月発効)、日トルコ投資協定(1993年3月発効)、日香港投資協定(1997年6月発効)、日パキスタン投資協定(2002年5月発効)、日バングラデシュ投資協定(1999年8月発効)、日ロシア投資協定(2000年5月発効)、日モンゴル投資協定(2002年3月発効)、日韓投資協定(2003年1月発効)、日ベトナム投資協定(2004年12月発効)、日カンボジア投資協定(2008年7月発効)、日ラオス投資協定(2008年8月発効)、日ウズベキスタン投資協定(2009年9月発効)、日ペルー投資協定(2009年12月発効)、などの投資協定(15本)及び日シンガポール EPA(2002年11月発効)、日メキシコ EPA(2005年4月発効)、日マレーシア EPA(2006年7月発効)、日チリ EPA(2007年9月発効)、日タイ EPA(2007年11月発効)、日ブルネイ EPA(2008年7月発効)、日インドネシア EPA(2008年7月発効)、日スイス EPA(2009年9月発効)、日インドをPA(2011年8月発効)などの EPA(9本)である。外務省の説明によれば、ISDS手続は、投資に関連する協定が確実に守られるようにし、海外で活動する日本企業を保護するために有効である。この観点から、日フィリピン EPAを除く全ての投資関連協定において、こうした手続を確保している(日フィリピン EPAでは ISDS の規定を置いていないが、協定の効力発生後に、ISDS の仕組みを設けるために、追加的な交渉を開始する旨規定されている)という。MOFA HP, available at:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp20120327\_06.pdf.

- 50) MOFA, available at: http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022863.pdf.
- 51) S.D. Myers, Inc. v. Government of Canada, PARTIAL AWARD, *available at*: http://italaw.com/documents/SDMeyers-1stPartialAward.pdf.
- 52) Azurix Corp. v. The Argentine Republic, ICSID Case No. ARB/01/12, *available at*: http://italaw.com/documents/AzurixAwardJuly2006.pdf. See also, Bray2014, pp.479-480.
- 53) METHANEX CORPORATION and UNITED STATES OF AMERICA, *available at*: http://www.state.gov/documents/organization/51052.pdf. 石橋 2014、20-21 頁。
- 54) Chemtura Corporation v. Government of Canada, available at: http://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0149\_0.pdf.
- 55) 小寺、available at:
  - http://www.meti.go.jp/policy/trade\_policy/epa/pdf/FY21BITreport/amicus\_curiae-WTO.pdf, p.43.
- 56)ICJ を始め、以下記述の各裁判所及び紛争処理機関のアミカスキュリエの参加に対する対応については、 Bastin 2012, pp. 208-234 における考察を参考にしている。Bastin 2012, *available at*:

http://joomla.cjicl.org.uk/journal/article/57.

- 57) Practice Direction XII
  - 1. Where an international non-governmental organization submits a written statement and/or document in an advisory opinion case on its own initiative, such statement and/or document is not to be considered as part of the case file.
  - 2. Such statements and/or documents shall be treated as publications readily available and may accordingly be referred to by States and intergovernmental organizations presenting written and oral statements in the case in the same manner as publications in the public domain.
  - 3. Written statements and/or documents submitted by international non-governmental organizations will be placed in a designated location in the Peace Palace. All States as well as intergovernmental organizations presenting written or oral statements under Article 66 of the Statute will be informed as to the location where statements and/or documents submitted by international non-governmental organizations may be consulted.
- 58) ICJ, available at: http://www.icj-cij.org/docket/files/53/5595.pdf.
- 59) ICJ, available at: http://www.icj-cij.org/documents/index.php?p1=4&p2=4&p3=0.
- 60) United States-Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products; DS58/R; DS58/AB/R (6 November 1998), available at: http://www.wto.org/english/tratop\_e/dispu\_e/58abr.pdf. WT/DS58/AB/RW (22 October 2001, available at:
  - http://www.wto.org/english/tratop\_e/dispu\_e/58abrw\_e.pdf. パネルは NGO からの書面提出について、紛争解決了解 (DSU) 13 条 (1) の「各パネルは、適当と認めるいかなる個人又は団体に対しても情報及び技術上の助言の提供を要請する (seek) 権利を有する」との規定により、要請していない NGO の意見書は受理できないとしたが、上級委員会は「要請」が受理の条件でないとしてこれを覆し受理した。なお、上級委員会では 3 つの NGO からの意見書が米国の文書に添付されて提出された。マレーシアはこれが上級委員会では「法的問題」の審理及び「法的解釈」のみを行い又提出書面は上訴理由を簡潔に記載するとする DSU17 条 6 項及び上級委員会手続 21 (1) に反すると主張したが、上級委員会は添付文書を認めて受領した。以降、NGO の意見書は紛争当事国の提出書面に添付されて提出されることが慣行となった。小寺、前注 55、44-46 頁。Bastin 2012, supra note 56.
- 61) ECーアスベスト事件 (European Communities Measures Affecting Asbestos and Products Containing Asbestos, Complainant: Canada DS135/R;DS135/AB/R ) においては、上級委員会に多くの NGO 意見書が提出された。上級委員会は、これの受理を処理するべくわざわざ追加手続(Additional Procedure Adopted Under Rule 16(1) of the Working Procedures for Appellate Review)を採択し、期限等の提出要件を定め、改めて NGO に提出させた。17 通が提出されたが、うち要件を満たした(と判断された)11 通について提出を認めた。しかし、11 通すべてを最終的に不受理とした。小寺、前注 55、44-46 頁。Bastin 2012, *supra note* 56.
- 62) ICC, available at:
  - $http://www.icc-cpi.int/en\_menus/icc/legal \% 20 texts \% 20 and \% 20 tools/official \% 20 journal/Documents/Rule s Procedure Evidence Eng.pdf.$
- 63) Bastin 2012, supra note 56, pp. 211–212.
- 64) UNCITRAL Rules on Transparency in Treaty-based Investor-State Arbitration, available at: http://www.uncitral.org/pdf/english/texts/arbitration/rules-on-transparency/Rules-on-Transparency-E. pdf.
- 65) UNIS, 11 December 2014, "General Assembly Adopts the United Nations Convention on Transparency in Treaty-based Investor-State Arbitration," *available at*:
  - http://www.unis.unvienna.org/unis/en/pressrels/2014/unisl210.html. See also A/RES/69/116,

available at: http://www.un.org/en/ga/69/resolutions.shtml.

- 66) Ibid.
- 67) Ibid.
- 68) Bastin 2012, supra note 56, p.234.
- 69) Ibid.
- 70) Ibid.
- 71) Ibid.
- 72) Ibid.
- 73) Ibid. 本節の各事案についての考察は、Bray2014, supra note 52, pp.474-483 を参考にしている。
- 74) Aguas del Tunari, S.A. v. Republic of Bolivia, ICSID Case No. ARB/02/3, *available at*: http://www.italaw.com/cases/57.事案の内容については石橋 2014、17-18 頁。
- 75) Suez, Sociedad General de Aguas de Barcelona, S.A. and Vivendi Universal, S.A. v. Argentine Republic, ICSID Case No. ARB/03/19 (formerly Aguas Argentinas, S.A., Suez, Sociedad General de Aguas de Barcelona, S.A.and Vivendi Universal, S.A. v. Argentine Republic, available at: http://italaw.com/cases/documents/1062.
- 76) ICSID, Rules of Procedure for Arbitration Proceedings (Arbitration Rules), *available at*: https://icsid.worldbank.org/ICSID/StaticFiles/basicdoc/CRR\_English-final.pdf.,p.117. Arbitration Rules37(2) (Visits and Inquiries; Submissions of Non-disputing Parties; ) provides as follows
  - ...(2) After consulting both parties, the Tribunal may allow a person or entity that is not a party to the dispute (in this Rule called the "non disputing party") to file a written submission with the Tribunal regarding a matter within the scope of the dispute. In determining whether to allow such a filing, the Tribunal shall consider, among other things, the extent to which:
    - (a) the non-disputing party submission would assist the Tribunal in the determination of a factual or legal issue related to the proceeding by bringing a perspective, particular knowledge or insight that is different from that of the disputing parties;
    - (b) the non-disputing party submission would address a matter within the scope of the dispute;
    - (c) the non-disputing party has a significant interest in the proceeding.

The Tribunal shall ensure that the non-disputing party submission does not disrupt the proceeding or unduly burden or unfairly prejudice either party, and that both parties are given an opportunity to present their observations on the non-disputing party submission.

- 77) Biwater Gauff (Tanzania) Ltd. v. United Republic of Tanzania, ICSID Case No. ARB/05/22, *available at*: http://www.italaw.com/cases/157.
- 78) Biwater Gauff (Tanzania) Ltd. v. United Republic of Tanzania, *ibid.*, Petition for amicus curiae status, 27 November 2006, *available at*: http://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0090.pdf, p.7.

## 参考文献

- Affolder, Natasha, 2013 "Beyond Law as Tools: Foreign Investment Projects and The Contractualisation of Environmental Protection," in Dupuy, Pierre-Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.355-382.
- Athanasakou, Konstantina K., 2013 "Trade- related Incentives: the International Negotiations over Environmental Goods and Services," in Dupuy, Pierre- Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.254-272.

- Bastin, Lucas, 2012 "The Amicus Curiae in Investor-State Arbitration," 1(3) Cambridge Journal of International and Comparative Law, pp.208-234.
- Bray, Heather L., 2013 "ICSID and the Right to Water: An Ingredient in the Stone Soup," 2013 ICSID Review, pp.474-483.
- Cismas, Ioana, 2013 "The Integration of Human Rights in Bilateral and Plurilateral Free Trade Agreements: Agreements for a Coherent Relationship with Reference to the Swiss Context," 21 Currents: International Trade Law Journal, pp.3-16.
- Douglas, Zachary, 2013 "The Investor's Right to Claim Damages under an Investment Treaty," in Dupuy, Pierre- Marie and Viñuales, Jorge E. ed., Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards, Cambridge University Press, pp.415-444.
- Dupuy, Pierre- Marie, 2013 "International Environmental Law: Looking at the past to Shape the Future," in Dupuy, Pierre- Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.9-23.
- Eustace, Chikere Azubuike, 2013 "The Place of Treaties in International Investment," 19 Annual Survey of International & Comparative Law, pp.155-196.
- Firger, Daniel M., 2013 "The Potential of International Climate Change Law to Mobilise Low- Carbon Foreign Direct Investment," in Dupuy, Pierre- Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.176-205.
- Francioni Francesco, 2013 "The Private Sector and the Challenge of Implementation," in Dupuy ,Pierre-Marie and Viñuales ,Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.24-49.
- Ho, Virginia Harper, 2013 "Of Enterprise Principles and Corporate Groups: Does Corporate Law Reach Human Rights?" 52 Columbia Journal of Transnational Law, pp.113-172.
- Kimerling, Judith, 2013 "Oil, Contact, and Conservation in the Amazon: Indigenous Huaorani, Chevron, and Yasuni,"24 Colorado Journal of International Environmental Law and Policy, pp.43-115.
- Maljean- Dubois, Sandrine and Richard, Vanessa, 2013 "The Applicability of International Environmental Law to Private Enterprises," in Dupuy, Pierre- Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.69-96.
- Mitchell, Andrew D. and Henckels, Caroline, 2013 "Variations on a Theme: Comparing the Concept of 'Necessity' in International Investment Law and WTO," 14 *Chicago Journal of International Law*, pp.93-164.
- Morgera, Elisa, 2013 "From Corporate Social Responsibility to Accountability Mechanisms," in Dupuy, Pierre-Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.321-354.
- Pavoni, Riccardo, 2013 "Channeling Investment into Biodiversity Conservation: ABS and PES Schemes," in Dupuy, Pierre-Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection :Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.206-227.
- Richardson, Benjamin J., 2013 "Socially Responsible Investing through Voluntary Codes," in Dupuy, Pierre-Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.383-414.
- Roberts, By Anthea, 2013 "Clash of Paradigms: Actors and Analogies Shaping the Investment Treaty System," 107 American Journal of International Law, pp.45-94.
- Saadoun, Sarah, 2013"Private and Voluntary: Are Social Certification Standards a Form of Backdoor Self-Regulation?" 45 *Columbia Human Rights Law Review*, pp.281-324.
- Trakman, Leon E., 2012 "The ICSID under Siege," 45 Cornell International Law Journal, pp.603-665.
- Van Detta, Jeffrey A.,2013 "Some Legal Considerations For E.U.-Based MNEs Contemplating High-Risk Foreign Direct Investments in the Energy Sector After Kiobel v. Royal Dutch Petroleum and Chevron Corporation v. Naranjo," 9 South Carolina Journal of International Law & Business,pp.161-282.
- Viñuales, Jorge E.2013 "The Environmental Regulation of Foreign Investment Schemes under International Law," in Dupuy, Pierre- Marie and Viñuales, Jorge E. ed., *Harnessing Foreign Investment to Promote Environmental Protection: Incentives and Safeguards*, Cambridge University Press, pp.273-320.
- 石橋可奈美 2014 「環境保護実現と水に対する権利―人権法アプローチにおけるその有用性―」『東京 外国語大学論集』 88 号、pp.13-43.
- 石橋可奈美 2013 「国際環境保護の実現と人権法アプローチ―手続的権利の成熟と環境紛争処理におけるその活用」『東京外国語大学論集』 87 号、pp.32-60.

## ―「投資」が有する人権法アプローチとしての機能―: 石橋 可奈美

- 石橋可奈美 2012 「化学物質管理と人権法アプローチ―水銀条約の策定による新たな展開―」『東京外 国語大学論集』 85 号、pp.21-49.
- 石橋可奈美 2011(b) 「気候変動への人権法アプローチー脆弱な国家や共同体への補完的対応の可能性ー」『東京外国語大学論集』 83 号、pp.31-60.
- 石橋可奈美 2011(a) 「人権法アプローチに基づく環境保護の実現—GMO 規制におけるその有用性の考察を通じて—」『東京外国語大学論集』82 号、pp.51-72.

# Environmental Protection and Investment: Mobilizing Investment as "Human Rights Law Approach"

## ISHIBASHI Kanami

This paper analyzes the two possibilities to mobilize foreign investment in order to realize human rights obligations, and eventually environmental protection.

One possibility is to regulate activities of TNCs and to let them function as the driving force to realize environmental protection. Nowadays it is well recognized that the influence of TNCs in the international society has been growing in various fields. Since TNCs are not entities of international law, their activities have remained out of control for a long time, so that they had and have might cause serious problems in host countries, including human rights infringements and environmental degradation. Therefore, the UN took initiatives and, in 1999, adopted the so-called Global Compact, which is targeted for enforcing TNCs to comply the ten basic principles in the areas of human rights, labour, environmental protection and anti-corruption in voluntary bases.

While the Global Compact has limitations in that it is not binding on TNCs in any sense and waiting for their voluntary commitments, the new guideline, named as "Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations 'Protect, Respect and Remedy' Framework," which was proposed by the UN Special Representative on business and human rights, John Ruggie, and endorsed by the UN Human Rights Council in June 2011, is more elaborated and enhancing all enterprises including TNCs to fulfill human rights obligations provided in major human rights treaties, even though it is still not binding for them. It based on three pillars as follows; (a) states' existing obligations to respect, protect and fulfil human rights and fundamental freedoms; (b) business enterprises required to comply with all applicable laws and to respect human rights;(c) the need for rights and obligations to be matched to appropriate and effective remedies when breached. In this point, such the UN and UNHCHR's initiatives to induce activities of TNCs in ways to meet international human rights standard are to be qualified as "Human Rights Law Approach" in order to realize environmental protection.

The other possibility to mobilize investment to promote environmental protection is to incorporate elements of human rights and environmental concerns in investment dispute settlements, either directly (consideration in awards) or indirectly (allowing *amicus curiae* to participate in dispute settlement process).

Recently, disputes between investors and States tend to be resolved in arbitrations under the PCA, ICSID or UNCITRAL, by considering standards of international human rights and environmental protection. There are several leading precedents which have those implications; S.D. Myers v. Canada Case, Azurix Corp v Argentine Republic Case, Methanex Corporation v. United States of America Case and Chemtura Corp. v. Government of Canada Case, although the awards of the former two cases resulted in favour of the investors even after such considerations. And also, as the ICSID and the UNCITRAL arbitration rules shows, dispute settlement between investors and States needs transparency in order to meet "public interest," which is converge with human rights and environmental protection and as one of the ways to reflect such interest, amicus curiae is getting allowed to participate in dispute settlement process formally.

Thus, investment should be expected to be mobilized as "human rights approach" to enhance environmental protection and, in the event, to tackle with the fragmentation problem of international environmental law.